

令和4年第2回岩泉町議会臨時会
条例補正予算審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (3月25日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	6
議案第2号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算(第1号)	10
保健福祉課長の発言	27
閉会の宣告	75
署名	77

令和4年第2回岩泉町議会臨時会条例補正予算審査特別委員会記録（第1号）						
招 集 年 月 日	令 和 4 年 3 月 1 8 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令 和 4 年 3 月 2 5 日 午 前 1 0 時 2 5 分				
	閉 会	令 和 4 年 3 月 2 5 日 午 後 3 時 4 5 分				
出席及び欠席委員 出席12人 欠席 1人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	×
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	八重樫 龍 介	○	13	菊 地 弘 巳	○
	6	三田地 久 志	○			
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

正副委員長氏名	委員長	林 崎 寛次郎	副委員長	早 川 ケン子
委員会に出席した事務職員	事務局長	箱 石 良 彦	副主幹	大 森 淳 一
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏 幸
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総務課長	三 浦 英 二	政策推進課長	佐々木 真
	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 久 人	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保健福祉課長	三 上 義 重	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	三 上 訓 一
	上下水道課長	佐 藤 哲 也	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	佐々木 剛	政策推進課参事	應 家 義 政
そ の 他 の 関 係 職 員				
委員会日程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別 紙 の と お り			
議事の経過	別 紙 の と お り			

令和4年第2回岩泉町議会臨時会 条例補正予算審査特別委員会

委員会日程(第1号)

令和4年3月25日(金曜日)午前10時25分開会

1. 開 会
2. 委員長の互選
3. 委員長の挨拶
4. 副委員長の互選
5. 付議事件
 - (1) 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
 - (2) 議案第2号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算(第1号)
6. 閉 会

◎開会の宣告

○年長委員（早川ケン子君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、10番、三田地和彦委員から所用のため欠席する旨、届出が提出されておりますので、報告します。

(午前10時25分)

◎委員長の互選

○年長委員（早川ケン子君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、7番、林崎竟次郎委員を指名します。

林崎竟次郎委員長と委員長を交代します。

ご協力ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

◎委員長の挨拶

○委員長（林崎竟次郎君） おはようございます。ただいまご指名をいただきました林崎竟次郎でございます。本委員会には、条例1件、補正予算1件が付託されております。よろしくお願ひします。

◎副委員長の互選

○委員長（林崎竟次郎君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選については、本職より指名したいと思います。ご異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定しました。

副委員長には、9番、早川ケン子委員を指名します。

審査に先立ちまして、申し上げます。本委員会では、タブレットを使用しますので、当局の説明は丁寧をお願いします。また、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切り替えるようお願いいたします。

◎議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（林崎竟次郎君） これより審査に入ります。

議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてお願いをいたします。

総務省から、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等につきまして、人事院規則の改正通知がこの2月にごございました。これに基づきまして、本町におきましても所要の条例改正を行おうとするものでございます。

3ページを御覧願います。参考資料の新旧対照表でございます。職員の育児休業でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律、これを受けまして、本町におきましても当該条例を制定してございます。この中におきまして、条例の第2条でございますが、法律の委任を受けまして、育児休業をすることができない職員を規定をしてございます。新旧対照表では省略をされてございますが、第1号では、職員の育児休業の期間を任期といたしまして採用をされました任期付職員を、第2号では定年条例に基づきまして、1年または2年の定年延長をした職員、これにつきましては対象外となるものでございます。そこで、第3号でございますが、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員は育児休業をすることができないという書きぶりでご

います。今回の改正対象の第3号、アでございます。(ア)で、在職期間が引き続き1年以上である非常勤職員は育児休業を取得することができるという解釈となりますので、逆に在職期間1年未満の非常勤職員は育児休業を取得することができないということになってございます。このことにつきまして、今回の改正で、引き続き在職した期間が1年以上との要件を廃止をいたしまして、1年未満でも取得できるように改正をするものでございます。現行の(イ)及び(ウ)は、そのまま繰り上がり、それぞれ(ア)、(イ)となるものでございます。

次に、第17条の部分休業を請求することができない職員でございます。ここで言っております部分休業は、職員が小学校に入学するまで子供を養育するために、一日の勤務時間の一部、2時間を超えない範囲でございますが、この範囲内で勤務をしないことができるものでございます。この部分休業につきまして、4ページの第2号、アで、先ほどと同様に1年未満、イで勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員ということでございますが、具体には勤務日が1週間で3日未満または年間で121日未満の非常勤職員は部分休業を請求することができないということでございますので、これを第2条と同様に、この要件を廃止するものでございます。そして、新設の第21条では、職員または配偶者の妊娠、出産につきまして、育児休業に関する制度を対象職員に周知をし、面談を行い、あるいはこれらによります不利益な取扱いを受けることなどが無いようにしなければならないということ。同じく新設の第22条におきましても、育児休業の承認の請求が円滑に行われますよう、職員に対する研修、相談体制の整備等、勤務環境の整備をしなければならないことを追加で規定をするものでございます。

当該条例は、令和4年4月1日からの施行をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審査をよろしくお願いいたします。

○委員長(林崎竟次郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合には、総括室長あるいは室長等から答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言するよう、またマイクを持って発言するようご協力願います。

次に、委員の皆様申し上げますが、説明者に対する質疑はなるべく簡潔明瞭にお願いします。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いします。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

5番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 1点お伺いします。この改正により、逆に育児休業を取得できない職員の方はどのような方が対象になるのかお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 西間主査。

○秘書人事室主査（西間太輝君） お答えいたします。

取得できない職員につきましては、非常勤職員については、子供が1歳6か月になるまでの間に引き続き会計年度任用職員として任用されることが明らかでない場合の職員は該当しないということとなります。

以上でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 私も1点ですが、4ページの勤務環境の整備に関する措置で、(3)、その他育児休業に係る場合には、勤務環境の整備に関する措置を取るというふうになっています。これについての具体的な、例えばその休業される方のところには措置としてどなたかを代替に置いていただけたらとか、そういうふうなことについての考え方をお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） ただいまの委員のご発言のとおりというふうなことでご理解をいただければよろしいかと思うのですが、やはり職員が気兼ねなくといいますか、遠慮を当然しないで休業を取っていただけますように、あるいはその分については何らかの手当てをする、あるいは業務の分担、そういったことを勤務環境をしっかりと整備をして、ほかの皆様の負担を過度に大きくするようなことがないように、業務がスムーズにいくようにという措置だというふうに理解をさせていただきます。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 21条についてお伺いします。妊娠と出産の申出の件ですが、出産は形として見えるわけですが、妊娠は、これはいつの時期に、何か月頃この申出をするのかお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） ただいま委員からご指摘をいただきました時期でございますが、何か月以上でありますとか、いつの出産予定とかというのは特に明確には定められてはおらないわけございまして、ご本人、職員から、配偶者の方を含めまして、ご懐妊というようなことの申出

をそれぞれのタイミングで人事担当のほうにご報告をいただくということで今取扱いをしているところでございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） そんなこともないと思うのですが、よくドラマで見れば、疑似妊娠とかいって、さも妊娠したようなことで世間を騒がす方もいるらしいのですか、これは産婦人科か何かのいわゆる証明書か何か必要なのかどうかお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 西間主査。

○秘書人事室主査（西間太輝君） お答えいたします。

妊娠届というものがございまして、そちらで産婦人科等の医師の証明等ございまして、そちらによって確認しておるものでございます。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 会計年度任用職員は、1年、また1年、あるいは1年未満ですよ。そうしますと、その1年未満で何か月かの方がこの育児、この制度を使って休業を取って、勤務をしないでこれを休業を取ってやるという、そういうことはないですか。ちょっと分からなくての質問ではあります。お願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 西間主査。

○秘書人事室主査（西間太輝君） お答えいたします。

会計年度任用職員の育児休業でございますけれども、申出があつて育児休業を開始しますと、勤務をしないでそのまま請求する期間まで育児休業を取得できるということになっております。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 確認です。そうしますと、勤務しないで、この休暇を取って終わるという例もあるかもしれないと。

○委員長（林崎竟次郎君） 西間主査。

○秘書人事室主査（西間太輝君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、育児休業を取って、そのまま終了するという可能性もございますが、育児休業を請求する時点で、次の任用が明らかで、明らかに次の業務がなくなるとか、その室の仕

事がなくなって、その人が配置されないといった場合は延長はできませんが、次の仕事が引き続き業務がある見込みである場合は、育児休業を終えてから復帰するという可能性もございます。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） よろしいですか。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第2号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。議案第2号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） それでは、議案第2号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、町長の施政方針にもございます持続可能なまちづくりの実現に向けまして、令和4年度において新たに取り組む事業、あるいは従前の事業を拡充した上で実施いたします事業につきまして、追加の予算を計上させていただいております。また、新型コロナウイルス感染症対策の関連予算につきましては、感染防止対策の徹底に向けた対応、そしてまずは町内におけます消費購買拡大対策に係る予算を計上してございます。さらには、国の施策と連動いたしまして、デジタル社会の実現に向けた予算につきましてもお願いをしているとこ

ろでございます。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。11ページをお開きを願います。今回も別冊の資料といたしまして、令和4年度補正予算新規事業等概要を別にお配りしてございますので、私のほうからはそれ以外の予算につきまして主に説明をさせていただきます。

11ページの上段、2款1項1目一般管理費、12節に行政手続オンライン化構築委託料609万3,000円を計上してございます。これは、自治体のオンライン手続の推進のため、国の補助制度を導入いたしまして、マイナポータル等と住民記録システムとを連係をさせるために必要なシステムを構築する予算でございます。

次に、4目会計管理費でございますが、12節に総合収納システム改修委託料305万8,000円を計上してございます。これは、税の納付書につきまして、全国標準の仕様へ変更するために行うシステム改修でございます。

次に、12ページを御覧願います。4款1項2目予防費でございます。1節報酬から8節旅費におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種に関わります委員報酬、人件費等を計上してございます。また、10節の需用費では、公共施設あるいは町の事業等におけます感染対策の継続強化に要する需用費といたしまして300万円の予算をお願いをしております。

次に、13ページを御覧願います。5款1項3目農業振興費、14節に畑わさび加工施設衛生環境設備工事160万円を計上してございます。これは、畑わさび高次加工施設につきまして、食品安全システム認証の取得基準に適合した衛生設備とするために施設の一部改修を行おうとするものでございます。

次に、14ページを御覧願います。7款2項3目道路新設改良費、14節に町道下岩泉4号線開設工事4,795万5,000円を計上してございます。当該路線につきましては、平成28年台風10号豪雨災害の発生に伴いまして、災害復旧工事を優先する観点から、関連工事をこれまで休止をしてございましたが、町道等の災害復旧工事は完了いたしましたことから、令和4年度におきまして未改良区間の整備を進めようとするものでございます。また、このほか3目の道路新設改良費には、町道森の越中央線と中央支線の改良舗装事業に伴います用地測量委託料、登記委託料、土地購入費及び物件移転補償費につきましても予算計上しているものでございます。

次に、15ページをお開きを願います。7款5項2目住宅対策費、21節に立木補償費713万5,000円を計上してございます。この予算でございますが、岩泉上町地区宅地分譲地整備事業に関連をい

たしまして、分譲地に近接をいたします岩泉大神宮様の立木伐採に係る補償費でございまして、令和3年度の補正予算におきまして一度お認めをいただいておりますが、このたび岩泉大神宮様との協議を進める中で、近接する分譲地に加え、町道等への安全対策の観点からも、立木の伐採数量の増加が必要と判断されること、またこれに伴いまして、上部組織でございます神社庁から一連の承認に時間も要することなどから、事業内容を精査をいたしました上で、令和4年度予算に改めて計上させていただくものでございます。

次に、9款1項2目事務局費でございます。18節に浅内公園トイレ管理運営費補助金8万7,000円を計上してございます。スクールバスの運行時に児童生徒が利用をさせていただくこととなります浅内公園トイレにつきまして、電気料、清掃作業、除雪作業などの経費について管理をさせていただきます浅内自治会様へ運営費等を一部支援をするものでございます。

次に、9款3項2目教育振興費、17節に中学校校内ICT機器購入204万5,000円を計上してございます。こちらは、GIGAスクール構想の一環といたしまして、授業の効率化や質の向上を図るため、電子黒板等のICT機器を新たに購入する予算でございます。

以上で歳出の説明を終わります。次に、歳入をお願いいたします。9ページをお開きを願います。14款2項1目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,168万9,000円を計上してございます。

次に、10ページでございます。18款2項1目財政調整基金繰入金では、4,403万円を増額計上いたしまして、財源の調整を行ってございます。

以上が歳入でございます。

次に、5ページのほうにお戻りを願います。第2表の債務負担行為補正でございます。高性能林業機械化促進事業補助で、令和9年度までの期間におきまして、限度額3,870万円の債務負担行為の追加をお願いをするものでございます。

最後に、6ページでございます。第3表、地方債補正でございます。過疎対策事業につきまして、限度額の補正を行い、補正後の限度額の総額を9億7,490万円とするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査することに決定しました。

11ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 先ほどの第1号議案の勤務環境の整備に係る措置で、そういう状態が生じたときには、いろいろな手だてもあるというふうなことで、新年度予算とか、もしくはここの総務の一般管理費の中で、第1号の条例関連での予算というのは考慮に入れているのかどうかはわかりませんか。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） これは、当初予算のほうに、その分につきましては若干のやはりそういったことを予想した予算ということで、まとめて人件費のほうに上乘せと申しますか、そういった予算を盛っているということございまして、今回の補正には特別その分につきましてははせてはいないということございまして。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ありがとうございます。そのように各そういう事例が発生した職員の方々が、条例ではそうなっている、そしてまたその裏づけは予算的にも、あとは課の対応もと、それから環境的にそういうのが整っているということで育児休暇が条例で定められたとおりに進めていただければということからの質問でございましたので、ぜひ今の総務課長のご答弁のとおり見られているということなので、安心をさせていただきます。

終わります。

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。4目会計管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） なしと認めます。

ここで、新規事業等概要の説明を求めます。令和4年度補正予算新規事業等概要資料2ページ

を御覧ください。

佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） それでは、新規事業につきまして概要の説明を申し上げます。

2ページとなります。事業名ですが、ふるさとのづくり支援事業補助金となります。事業実施主体が岩泉ホールディングス株式会社でございます。

事業の目的でございますが、一般財団法人地域総合整備財団の「ふるさとのづくり支援事業」の新商品化開発事業となります。岩泉ホールディングス株式会社が令和3年11月に応募いたしまして、令和4年3月に採択になったものでございます。

事業の内容でございますが、採択事業の概要です。事業は、岩泉町特産畑わさびの新商品開発事業となります。次に、内容ですが、畑わさびを使って家庭や業務用として消費される商品開発を行うものです。具体的には、畑わさびのオリーブオイル漬けやフレーバー入り商品開発に取り組むものです。フレーバーといいますのは、香り、味、食感ということでございますが、食品の香料というものでございます。

次に、事業費ですが、227万1,000円となります。事業期間が、令和4年4月1日から令和5年2月の28日まで。予算につきましては、事業費の10分の9以内ということでございまして、200万円となります。

特記でございますが、町未来づくりプラン部門で、次の世代につながる持続的な農業の振興。補助金の名称につきましては、ふるさとのづくり支援事業で、過疎地域、岩泉町は補助率が10分の9以内となります。

事業費は200万円で、うち補助対象事業が200万円。財源としては、特財で200万円ということになります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 説明が終わりました。

6目企画費、質疑ありませんか。

6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 聞き逃したような気がするのですが、この応募はホールディングスが先に応募したというふうに説明があったような気がしたのですが、それで間違いはないでしょうか。確認です。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木総括室長。

○政策推進課総括室長（佐々木 章君） お答えいたします。

先ほどの説明にちょっと間違いがありましたので、訂正させていただきます。町が応募しております。ホールディングスから応募をしたいということで相談を受けて、町が県を通して、県からこの財団に行ったという、そういう流れになります。

○委員長（林崎竟次郎君） 6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） だとすると、こういうシステムがあるということであれば、他の事業者の皆さんも同じようなことを考えている方々がいるのではないかと。だとすると、政策推進課ではそういうシステムがありますよということを広く町民あるいは事業者の方にお知らせする必要がありますのではないかと。そのことで初めてふるさと納税の品目にまた発展したり、町内の経済の活性化につながるとは思われますが、そういうことはできないものなのではないでしょうか、どうでしょう。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木総括室長。

○政策推進課総括室長（佐々木 章君） 今回この財団から通知があった際に、地元誘致企業、それから第三セクター、それから岩泉商工会に対して通知は差し上げておりました。ですから、ちょっと民間事業者さんには行き渡ったかどうか分からないのですが、漏れなくといえますか、周知はした結果このような、今回1企業から応募があったという流れでございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） このほかにも、財団のほかにもいろんな財団があって、そういうシステムがあるようなので、そういうところも政策推進課としては網羅して、各事業者、町民の方々に広く知らせるということも仕事の一つだと思われませんが、これからそういう取組をすべきだと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回の事業につきましては、そういった形で周知のほうはさせていただいたわけですが、今後広く、様々な事業は国のほうでも取り組んでおりますので、それらを我々も情報として獲得しましたら、広く皆さんに周知したいと、努力をしております。よろしく申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 非常に新しいというか、商品開発、いい事業に取り組んだなど思ってい

るのですが、そこで問題は、原料のワサビ、これが持続的にというか、安定的に確保されるかなというのが非常に昨年度の状況を見ても心配される部分があるのですが、今具体的にこのワサビに取り組んでいる面積なり人数はどのように捉えて、これが今回の新事業にもあるのですが、何か助成もあるのですが、どのぐらい増やす計画なのか、現状と増やす見通しについてお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ワサビの栽培、生産面のほうの状況についてお答えいたします。

ワサビのほうの生産の原料につきましては、これまで高齢化等で減少してきてございました。令和元年度から地域おこし協力隊等の入隊も合わせまして、新規就農者の募集をしました。現在新規就農が増えてきている状況もありまして、原料の確保につきましては上昇傾向になってきてございます。現在四十数名の生産者が、今後減少していくわけですけれども、新たな就農者を6名以上確保しながら、目標とする400トンを確認していきたいなど。この400トンにつきましては、台風第10号の際の生産量、比較的規模が多かった数量になりますけれども、そこを目標に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 担当課では把握していると思うのですが、このワサビの生産に関わっている生産者の方々の出荷先が複数あると。全部が全部乙茂に来るわけではなくて、町外の業者にも行くというような話があったのですが、前にも何とかこの一本化に向けた、町が間に立って、そして岩泉町で取れたワサビは全量乙茂のほうに来るよというふうな、私はそう思っているのですが、何とかそういう努力は私も必要だと思うのです。今年度そういうほかに出荷している生産者に向けて、ぜひ町のほうに向けてもらうような仲介というか、あっせんというか、そういう場を持つべきだと思うのですが、お考えをお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 出荷先につきましては、委員ご案内のとおり複数の出荷先をそれぞれの生産の組合の団体ごとに出荷している状況でございます。この状況は、生産者にとっては価格交渉の際にかなり現状では有利に働いているのかなというふうにも捉えてございます。1団体の出荷先ですと、生産者のほうの価格の交渉面で若干弱い面が生じるために、その団体ごとに出荷するのが現状は好ましいのかなというふうに思っておりますが、この件につきましては

町内の団体含めました連絡協議会がございますので、この中で皆さんの出荷ルートの課題等をいろいろと出していただきながら、相互に生産面を高めていければいいなというふうに現状では考えてございます。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 補助交付予定額が200万円で、事業費として227万1,000円ということなのですが、これ開発が済んで、作りますというときの設備投資は別でまた計上されるのか、それとも開発も製造も全部外に出すのか、お分かりになれば教えてください。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木総括室長。

○政策推進課総括室長（佐々木 章君） お答えいたします。

まず、令和4年度は、この商品開発に向けた取組ということになるわけですが、令和5年度はそれを商品化するために一旦外部に製品化発注、委託ということを予定しているようです。ですが、その後最終製品化まで自社でできるようにするために、製造機械をリースをしていきたいというふうな考えはお持ちのようです。

○委員長（林崎竟次郎君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） ただいまの説明ですと、開発自体は岩泉ホールディングスさんが直接手がけるという理解でよろしいですか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木総括室長。

○政策推進課総括室長（佐々木 章君） ご質問のとおりでございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 第三セクターの存在意義として、雇用の場の確保ということが上げられておりますが、これまで多くの雇用が労働集約型の雇用しか発生していないのかなというふうに思っています。年間15億円から20億円、グループ全体での売上げがあるということですので、商品開発ですとか、そういったこれまで持っていない機能を新たに持っていただければ、雇用の種類、ブルーカラーだけではなくて、例えば種類いろいろありますけれども、技術者の方ですとか、商品開発というのはそういうことになってくると思います。学校に対しての支援というのは、教育委員会さんに様々やっただいていますが、戻ってくる先として、第三セクターのそういった新たな事業、業務についても受皿になればなというふうに思っているところですので、ご留意い

ただければと思います。答弁は結構です。

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。2項徴税費、2目賦課徴収費。

席替えをお願いします。

先ほどの賦課徴収費の質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑ないものと認めます。

ここで、新規事業等概要の説明を求めます。令和4年度補正予算新規事業等概要資料3ページを御覧ください。

山岸町民課長、三上保健福祉課長、順番をお願いします。

○町民課長（山岸知成君） それでは、新規事業の福祉サービス事業所感染症対策継続事業補助金について説明させていただきます。

事業実施主体は、町内の介護及び障害の福祉サービス運営法人となりますが、介護に係るものを町民課長寿支援室、障害に係るものを保健福祉課社会福祉室で担当することとしておりますが、令和4年度には介護分を健康推進課長寿支援室、障害分を町民課地域福祉室で担当することとしております。

事業の目的ですが、福祉サービスは、利用者や、その家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであることから、福祉サービス事業所が感染拡大防止対策を徹底しつつ、福祉サービスを継続的に提供するために必要な経費に対して支援するものであるとしています。

支援内容としましては、町内で福祉サービス事業を運営する法人に対して、感染拡大防止対策に必要な経費への補助を行うこととしておりまして、対象法人はここに記載の10法人であり、町内で介護、障害に係る福祉サービスを実施する全ての法人を対象としております。補助金額の上限としましては、基礎額20万円に従業員及び利用者数1人当たり3,000円を乗じた額を加えた額としております。補助対象経費としましては、感染拡大防止対策のために必要となる経費を対象としておりまして、PCR検査及び抗原検査に要する経費、感染拡大防止対策用の備品及び消耗品の購入経費、その他感染拡大防止対策のための経費としておりますが、各事業所により状況が異なることから、対象経費は柔軟に取り扱いたいと考えております。予算額は524万円で、財源としては

特記事項に記載したとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することとしております。

最後に、事業費及び財源内訳ですが、事業費は524万円で、全額交付金を充当することとしております。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 説明が終わりました。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、質疑はありませんか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） せっかくの議案ですので、詳しく伺いますが、この対象の10法人の従業員なり利用者数をお知らせ願います。

○委員長（林崎竟次郎君） 根木地室長。

○長寿支援室長（根木地智和君） お答えいたします。

10法人全ての利用者数ということで、予算計上時につきましては利用者数が778人、従業員についてが302人という状況となっています。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 私が聞きたかったのは、やっぱりそれぞれの法人で利用者なり従業員の数が違うと思うのです。それでも補助額の基礎額が上限が20万円ということで、規模の大小にかかわらず、1法人に対して最大20万円という考え方で、理解でよろしいのかどうか伺います。

○委員長（林崎竟次郎君） 根木地室長。

○長寿支援室長（根木地智和君） お答えいたします。

基礎額については、各法人ごとに20万円ということで、そこに人数割ということで従業員、利用者の数を加えたものということで、そのように積算をしております。

○委員長（林崎竟次郎君） 山岸課長。

○町民課長（山岸知成君） 補足させていただきます。

法人ごとに金額を出した場合、事業所名はちょっと伏せますけれども、一番金額の大きいところで116万9,000円、一番少ないところで25万1,000円というふうに積算してございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 勉強不足で大変申し訳ないのですが、法人名だとよく分からないもので

すから、これ施設名で再度説明していただければ非常にありがたいのですが、どうでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） 1つの事業所で複数の介護サービスを実施しているところもござい
ますことから、なかなかお答え苦しいところもあるのですけれども、事業所に、町内の居住系とい
いますか、入所系の施設に関しては100万円程度から80万円程度となつてございますし……大変失
礼しました。対象法人ですけれども、岩泉町社会福祉協議会、それから緑川会、これはふれんど
りー岩泉さんです。それから、百楽苑さん、それから、すずらんさん、やすらぎさん、それから
グループホームいわいずみさん、あお空さん、よろこびさん、きぼうハウスさん、それからクチ
ェカさん、こういったところになっております。

○委員長（林崎竟次郎君） よろしいですか。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） ここで、コロナ感染予防対策の換気のため11時35分まで休憩します。

休憩（午前11時24分）

再開（午前11時35分）

○委員長（林崎竟次郎君） 条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

ここで、新規事業等概要の説明を求めます。令和4年度補正予算新規事業等概要資料4ページ
を御覧ください。

三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） それでは、保健福祉課から、今回補正予算をお願いしている事業
につきまして、資料に基づき説明させていただきます。

資料4ページ、補正予算書のほうは12ページ、3款2項3目18節となります。事業名は、こど
も園就業体験支援補助金でございます。事業実施主体は、岩泉町。

事業の目的ですが、本町では、慢性的な保育士不足により、例年、年度途中からこども園で3
歳未満児の待機児童が発生している状況でございます。保育士等に町立こども園の就業体験を容
易に行える機会を提供いたしまして、こども園での就業を選択してもらうための一助としたいと
いうものでございます。

事業の内容ですが、補助対象者ですけれども、町内各こども園において、町が実施する「こども園就業体験」、これは2泊3日の予定でございます。その就業体験のほうに参加する保育士と、これは学生とか、あるいは町外の保育士の方々、岩泉にまず興味を持ってもらうために、そういった就業体験に来ていただきたいというものでございます。

2としてであります、補助対象経費及び補助額でございます。就業体験に必要となります交通費及び宿泊費、そして就業体験謝礼及び副食費等を対象として補助いたします。ただし、上限のほうは5万円とさせていただきます。

3、予算額とありますが、1人当たり5万円掛ける10人分の予算でございます。50万円となっております。

特記事項であります、町の未来づくりプランの安心して子どもを産み育てられる環境づくり部門になってございます。

事業費のほうは、先ほど申し上げましたとおり50万円で、財源は一般財源となっております。

どうぞよろしくご審査のほどお願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 説明が終わりました。

2 項児童福祉費、3 目児童福祉施設費、質疑はありませんか。

3 番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） この事業に関しては、やっていいのではないかなど。何も文句のつけようがありませんけれども、ただ保育士不足、慢性的な保育士不足ということで、いろんな委員会で今までもいろいろ議論されてきました。その不足になる要因といますか、辞める方がいるから不足ということで認識していますけれども、その要因として捉えているものはありますか。そこを伺います。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 保育士不足の要因ということでございますが、やはり今中学生、高校生は、よく保育体験ということで希望をされて保育士を目指してはいるのですが、その中で実習に來たり、あるいは学校等に行つて、實際現場も見ながら、そこの中で、せつかく学校に行つても保育士を目指さない方もいらつしゃると。中には、学校に入つたとしても、うちのほうでは地元のほうに戻つてきていただけるのを期待しているのですが、昨年度もちょっと学校のほうも訪問もしてございます。やはり希望者が関東方面のほうに希望している生徒さんが多いという

ことをごさいますして、そういった職場の環境の大変さのほうもあろうかと思いますが、看護師なり保育士なり、そういった専門職のほうはかなり厳しい環境になっているかと思いますが、そういった環境もあろうかと思いますが、やはりそういった進路のほうがちよつと県内に向かず、県外に向いている部分も多いのかなというのもちよつと大きな要因かと思つてごさいます。

○委員長（林崎竟次郎君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 就職する先を県外に求める、それも分かりますけれども、私が言いたいの、今働いている方が辞めるから保育士不足が生じるというふうに認識しています。今年度で終わる方もいるかと思いますがけれども、私の近所にいるのですけれども、本人から何で辞めるかということは聞いたことはないのですが、頑張つて仕事をしていて、それでも辞めるというのは、何かしらの原因というか、要因というか、個人的なことかもしれませんし、あるいは組織としてというか、職場内でいづらい環境があるから今までも辞める方がいるのか、そういったところはどついうふうに考えているのでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 今年度末をもつてやはり退職される保育士の方々もいらつしゃいますが、実際お聞きしている部分、ちよつと本音のところは分かりませんが、ご本人たちからお聞きしている部分であれば、各個人の事情で、また新たなステージのほうに向かうということで、そういったこともごさいますして、退職されるということで何つてごさいました。確かに職場環境のほうも大変でごさいます。保育士のほうも欠員になっている分は、辞める方が多いということもあろうかと思いますが、実際のところ前までは保育士希望の方も多かつたので、その新陳代謝の中で退職される方もいて、新しい方が入ってくるというのもごさいました。そのところで、例えば年度途中で退職されても、そこを補充できた部分ごさいます。今現在は、その募集のところで、その段階でまず数が少ないことになっていますので、今はOBの方々とか、そのまま平均年齢が1年ずつ上がつているような形で、まず新たに希望していただく方々を呼ぶことが重要なかなと思つてごさいました。

○委員長（林崎竟次郎君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） なかなかデリケートな問題もあるかと思いますが、ぜひそういった要因、原因を究明することはなくても、職場環境、こついったところで働きたいと思えるような環境をつくるということが大事だと思つますので、ぜひその辺もこれから今後よろしくお願ひいたします。

答弁はいいです。

○委員長（林崎竟次郎君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 広報というのは、こういった事業がありますという広報については、どのようにおやりになるのかお答えください。

○委員長（林崎竟次郎君） 菊池社会福祉室長。

○社会福祉室長（菊池修二君） 本事業の広報につきましては、もちろんホームページや各種媒体での広報はもちろんでございますし、主にこれから保育士を志す、保育士資格を取得する学生というところをメインにターゲットにこの事業を進めていきたいと思っておりますので、県内あるいは県外の保育士養成学校等に、岩泉町ではこのような事業をやっていますよというところを強力にアピールをして、何とか目を向けていただきたいというふうに考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 岩泉高校の卒業生の出口戦略の話、出口調査の話もあったかと思うのですが、高等学校に行った方、その後どうなっているのか。そういった方々に個別に郵送したりとか、そういったこともご検討はする余地はあるのでしょうか。個人情報の扱いがあるので、もし教育委員会で承知できたとしても、その人にほかの事業で個人情報を使っていいという了解がなければできないのだろうというふうに思いますから、すぐには難しいのだと思うのですが、今後そういったことが必要かなと思うのですが、お考えをお聞かせください。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） やはり委員からお話もあったとおり、かなり保育士不足のところは喫緊の課題でございますので、高校さんのほうにご協力をお願いして、もしそういった情報がいただけるようであれば、それは取り組んでいきたいとは思ってはございますので、とにかく私どものほうも広く声をかけますし、まずは一番地元出身で戻ってきてもらえればうれしいところでございますので、その辺のところは努力して進めてまいりたいと思っております。

○委員長（林崎竟次郎君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） それから、この事業なのですが、具体的なカリキュラムがどのようなになっているのかを教えてください。今想定されている分で結構です。

○委員長（林崎竟次郎君） 菊池社会福祉室長。

○社会福祉室長（菊池修二君） 今回の事業は、2泊3日ということで設定をさせていただいてお

ります。これは、1つのこども園で全ての保育業務を担っていただくというよりは、まずは町を知っていただくこととか、その施設の規模だとか、その施設の環境を知っていただくという観点から、2泊3日で町内の3つあるこども園を全てを見ていただくというふうに考えております。その中で、1日目は実際に未満児を見てみましょうとか、では2つ目のこども園では何歳児の子供を見てみましょうとか、そういった形で様々なパターンを想定して体験をしていただきたいなと考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 岩泉町において、子育てもしくはこども園をどうしていきたいとか、どう位置づけているとかといったような岩泉町の町長の方針をきちんとお伝えして、それに対して保育士さんにどうバックアップしていきたいとか、こういう位置づけでこども園を進化、発展させていきたいので、ぜひ一緒にやりましょうみたいな思いをきちんと伝えるということが必要ではないかなと思いますし、重要案件であれば町長もしくは副町長が直接未来づくりプランの子育てに関する部分の抜粋ですとか、そこにさらに首長以下、当局としての思いを乗せてきちんとプレゼンテーションした上で、ということがないとヒット率が上がらないと思うのです。なので、そういうことの内容を検討する余地があるのかどうかお答えください。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） もちろん漫然と2泊3日ただ来ていただくというのではなくて、やはり我々の来ていただきたいという熱い思いのところは伝えなければならないと思いますので、委員からのお話があったとおりに、そういったカリキュラムの中に町の思いを伝える場面は組み込んでいきたいと思っています。

○委員長（林崎竟次郎君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 同様のことは、大学生向けにインターンを受け入れていたりとか類似の事業はあると思いますので、何となく挨拶して、いきなり作業とかということになっている事業も見受けられますので、ぜひ町の思いを、どういったことでもいいのですけれども、外から来た方である程度何か体験していただく折には、すべからくきちんと思いと熱意を持って、どういう人材が欲しいのかということまで伝えていただけるようなご配慮をお願いします。答弁は結構です。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 私もそのことですが、今のように行政主導で町長の考えをやるというのが

1つであると思いますが、私としては、加えて、やっぱり保育園現場というか、現場の子供の声なり保育士さんたち、実際に本当に足りないのだし、きゅうきゅうに困っているのだというのが、やっぱり担当者の声も必要ですが、現場の声も応募するというか、岩泉に来たいというふうな保育士さんに向けての発信が必要かと思うのですが、その点についてはいかがですか。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 委員からお話があったとおり、やはり先ほど申し上げました2泊3日のところで町内の3園を回っていただきます。ですので、現場を見ていただきまして、現場の保育士たちの声を聞いていただきまして、少しでも小さい園でも小さなネットワークといいですか、園を、保育士の先輩から声を聞いてもらって、少しでも親しい仲になって来ていただけるような形で声のほうは伝えていければいいのかなと。一丸となってそういった保育士に来てもらうように取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） それに加えて、ターゲットを絞る場合に、例えば町内に限った場合でも、保育士さんの潜在的な方もおられると思います。今働いている人が例えば30人と、だけれども、前に働いた方もしくは今回お辞めになって、まだ若い方々というふうなことの潜在者のリストというのは保健福祉課としては拾ってあるかどうかといったらいかがでしょう。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 潜在者リストということでございますが、やはりリストのほうは一旦何年前に人材のリストというのがございましたが、ちょっと更新のほうはされてはませんが、ある程度やはり面積は広いですが、狭い町でございますので、情報のほうは我々のほうも一生懸命拾い集めて資格を持っている方を探しているところでございます。ですので、今のところ潜在保育士ということで探してはいますが、ほとんどその可能性のある方々には今当たってはいるなとは思っているところでございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ぜひ、例えば今回若くして個人的な事情があってお辞めになった。ところが、1年、2年たつうちに、やっぱりまた社会勉強したことによって復帰をしたいというふうな人もないわけではないと思いますので、これだけ保育士さんがなかなか難しいと、そして地域おこし協力隊の中でも特目で保育士さんを募集しているというふうなところもありますので、今回

の私もこの施策はよくここまで気がついてやっていただけたなと思って、その部分はいいと思いますが、ぜひ現場でも連携を取っていただいて、1人でも2人でも確保できるような形で、これは年度を通して行っていくものだろうなと思っていますので、よろしくお願いをします。

私の分は終わります。

○委員長（林崎竟次郎君） 5番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 先に伺えばよかったです、現在の待機児童数と本町で必要としている保育士数と現在の保育士数をお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 菊池室長。

○社会福祉室長（菊池修二君） まずは、令和3年度の現状につきましてご説明いたしますと、令和3年度の待機児童につきましては、ゼロ歳児が9名、2歳児が2名、合計11名が現在待機となっております。令和4年度当初におきましては、ゼロ歳児が1名、1歳児が1名の2名が待機となる見込みとなっております。

必要な保育士数ということでございましたが、令和4年度の待機が今2名出るというお話をさせていただきましたが、その2名を解消するためには保育士があと2人必要になるということでございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 5番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ありがとうございます。そこで、関連しますので、今回保健福祉課と町民課の室が移動します。それで、2階に町民室のほうから上がっていきますと、ボードが、どこに何課があるかがちょっと分かりにくい。壁のほうには現在地があって、各課があるのですが、あれをやはり上からつるして、保健福祉課、町民課は正面にあります。税務出納課等の看板を設置したほうがより町民は分かりやすいと思うのですが、そのお考えがあるかお伺いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 委員、今のご意見のとおり、ただいまは現行の保健福祉課、そして町民課、これが年度末あるいは年度初めに向けまして、大移動の準備を職員が今必死になってやっているところでございます。いずれにいたしましても、位置が変わりますので、庁舎内の掲示板等々も全て見直しをして直さなければならないということで認識をしてございます。ただいまの委員のご意見につきましては、時々町民の皆様からもご意見を賜ることがございますので、いずれより分かりやすいような工夫を常にしながらご案内をしてみたい。特にお声がけのほ

うも積極的にさせていただいて、町民の皆さんを誘導をするということで取り組んでまいりたいと考えてございます。

○委員長（林崎竟次郎君） よろしいですか。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

◎保健福祉課長の発言

○委員長（林崎竟次郎君） ここで、先に進みます。

三上保健福祉課長から発言の申出があります。これを許可します。

三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） それでは、保健福祉課から3点のご報告をさせていただきます。

まず1点目でございますが、新年度の済生会岩泉病院の医療体制につきましてご報告させていただきます。

令和2年度の医師配置計画により、岩手県から済生会岩泉病院に医師派遣いただき、2年間地域医療の確保のためご活躍いただいております鳥居拓磨医師がこのたび3月末をもちまして県に引揚げになることになりました。鳥居医師は、当初1年派遣の予定だったものを本年度もさらに1年派遣延長いただいたものでありますが、全県的に新型コロナウイルス感染症の拡大対応と医師が不足している状況が継続していることから、残念ながらこのたびの引揚げとなったようでございます。このことによりまして、病院のほうの常勤医師2名、非常勤医師1名の体制に戻ってしまいますが、外科診療のほうに穴が空かないように、さらには患者サービスの低下を来さぬよう、あらゆる方策を講じて地域医療の確保に努めると伺っております。

なお、この引揚げに伴います医師の補充は現在予定されていないことでございますので、町としましては常勤医師の早期確保に向け、済生会岩泉病院さんとともに県へ強く要望を継続していくとともに、全国の医療機関の情報収集に努めるなど、最大限の努力を取ってまいり所存でございます。

次に、2点目でございます。昨年8月末をもって民営の小川診療所が閉所となったことに伴い、開設準備のほうを進めていたものの、10月開設が延期となっております岩泉町小川診療所の開所についてでございます。先月開催された岩手県済生会理事会に中居町長が出向き、協力依頼するなど順次準備を進め、現在、来月4月7日、木曜日に開所する予定となっております。先ほ

ど申しあげましたように、医師体制が厳しくなる中ではありますが、当初予定していましたとおり、毎月第1、第3木曜日の開設となりますことをご報告申し上げます。

続きまして、3点目としまして、町の新型コロナウイルスワクチン接種の状況についてお知らせいたします。

本年1月30日以降、65歳以上の一般高齢者の方々の3回目接種を進めておりましたが、3月6日に高齢者接種希望者の接種をほぼ終えまして、同日から18歳以上64歳以下の接種希望者の接種もスタートしているところであります。3月20日、日曜日、この前の日曜日ですけれども、直近の接種日後、現在で65歳以上の84.21%、18歳から64歳以下の55.24%、半分を超えていますが、そして12歳以上にしますと、12歳以上の接種計画全対象者の65.46%、5,378人の方々が接種を終えております。来月4月17日、日曜日の集団接種をもって18歳以上の接種希望の方々の接種を終了する見込みとなっております。

なお、5歳から11歳の1、2回目接種につきましては、宮古管内での小児科、個人病院での個別接種が3月14日から可能となっております。町で行う集団接種はワクチン供給量の関係で4月中旬、そして5月下旬の2回に分けた接種実施で調整中でありまして、また、12歳から17歳の3回目接種につきましては、国からの正式決定が間もなく発せられる予定でございますので、その後5月初旬の日程で調整中であることを申し添えます。

以上3点をご報告申し上げます。

○委員長（林崎竟次郎君） 報告を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午後 零時01分）

再開（午後 1時00分）

○委員長（林崎竟次郎君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費に入ります。質疑はありませんか。

13番、菊地委員。

○委員（菊地弘巳君） ここで旧小川診療所についてお伺いしたいのですが、よろしいですか。

○委員長（林崎竟次郎君） どうぞ。

- 委員（菊地弘巳君） ご存じのとおり、診療所が閉鎖になってそのままになっていましたが、旧小川診療所は利用はどのように考えていますか。
- 委員長（林崎竟次郎君） 三上保健福祉課長。
- 保健福祉課長（三上義重君） 旧小川診療所につきましては、昨年8月末以降、今休止といいますか、休館となっている状況でございますが、建物のその後の利活用につきましては、特にまだ検討していないところでございます。
- 委員長（林崎竟次郎君） 13番、菊地委員。
- 委員（菊地弘巳君） あそこを見ますと、恐らく何かに利用するといっても大変なものだと私も思っています。ですが、あのままにはしておかれないと思いますし、あその後ろにも畑があるのですよね。あれも町の施設ですね。ですから、私思うには、あれらをみんなもし解体したら、きれいに整地して、そして前々から予定に入っていました小川の複合施設、新しくする予定でありましたが、台風とかいろいろありまして延びていました。そして、あそこに新しいのができれば、そこに診療所を入れるというような構想だったと思っていましたが、その構想は生きていますか。
- 委員長（林崎竟次郎君） 三浦総務課長。
- 総務課長（三浦英二君） 複合施設、一体的な建物での整備ということでの発想でございますので、基本的にはそういうことでの考え方は継続をされているということでございます。
- 委員長（林崎竟次郎君） 13番、菊地委員。
- 委員（菊地弘巳君） そうすれば、私思うに、あそこは診療所も、旧診療所、あれと後ろにある小川の保育園だったところ、あれらも全部加えた構想というか、合わせた複合施設をやれば相当な面積でいろんなことをできるような感じがします。ですから、あれを早く計画を立てて、いろんなものに利用できると思うので、やっていただきたいと思います。というのは、今ホルモンまつりとか小川の産直市とか、あれをあそこでやっているわけですが、どうしても敷地が足りなくて、今まで小川小学校の敷地を借りて、あそこまで広げてやっていたのが、もしかすればそれらを全部ひっくるめてあその1か所でできるのではないかなというような構想がありますので、そう思うので、そこら辺についてはいかがですか。
- 委員長（林崎竟次郎君） 三浦総務課長。
- 総務課長（三浦英二君） 私どもも基本的にはそのような方向性がないのではないかなというこ

とでは認識はしてございます。ただ、そういったイベント等を考えた場合には、やはり駐車場も不足する部分もあるだろうということも認識もしてございます。いずれにいたしましても、計画自体そのものはのっていると申しますか、構想に当然入っているわけでございますので、時期は明言はこの場ではできませんけれども、その構想の実現に向かっての準備には入っていかねばならないというふうに思っております。

○委員長（林崎竟次郎君） 13番、菊地委員。

○委員（菊地弘巳君） 今時期は明言できないがというような話のようでしたが、これ岩泉町の未来づくりプランにも入っているのですよね。できればその予算をつけて、私らがいるうちに何とかめどをつけてもらいたいと思いますので、ひとつよろしく願います。

以上で終わります。

○委員長（林崎竟次郎君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 関連ですけれども、複合施設の計画は引き続きということはそのとおりだと思いますけれども、診療所だけでも早くに解体しておいたほうが、景観上もそうですし、今後を考えたときによろしいのではないかと思いますけれども、その解体だけ早めるということではできないですか。いかがですか。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 診療所の建物につきましては、確かにもう年数もたって老朽化が著しくて、利活用するにも難しい状況ではございます。実際のところ、正式に解体するのに幾らというのを業者さんをお願いしたわけではございませんが、現在の今の旧小川の保育園を修繕してもらった建築業者さんに大体幾らぐらいでしょうかとお聞きしたら、解体するのに2,000万円か3,000万円、今解体費も高いですので、かかるだろうというふうな話も伺っております。ですので、やはりなかなか解体するには単費、単独事業費になってしまいますので、そうすると財源自体も捻出するのが難しいところもございますので、できれば今先ほど未来づくりプランにもあります部分で、新たな建物ができるときに、いざやるというときに、そのときに解体分も含めて、新たな建物ができるときに解体もしますよとなれば、そこには過疎債とかそういった財源も入れられますので、できればそういった財源も考えながら適時適切なタイミングで、その解体の分はやっぱり考えていきたいなどは担当課としては思っております。

○委員長（林崎竟次郎君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） もっともな回答だと思いますけれども、ただ、今総務課長が話したように、時期を断定というか、今言えないということですので、1年、2年だったら例えば待てるのも、3年、4年、5年となると、やはり老朽化は人がいなくなると進みが早くなりますので、とても見ていられない状態にすぐなるかと思います。ぜひ、確かにその予算の関係があつてすぐできるかどうかというのは大変かもしれませんが、業者さんのことをうのみにしないで、もっと安くやれるところがあるかもしれませんので、ぜひそういったところも検討して早めの解体をお願いしておきますので、よろしくお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。

ここで、新規事業等概要の説明を求めます。令和4年度補正予算新規事業等概要資料5ページから7ページを御覧ください。

三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 今回、3目母子保健費で新規3事業の補正予算のほうをお願いしております。資料は5ページから7ページになります。補正予算書のほうは12ページ、4款1項3目12節、17節、18節となっております。

それでは、順次資料に基づきまして説明させていただきます。

まずは、新規事業等概要説明資料のほうの5ページになります。事業名は、産婦健康診査費用助成事業でございます。本町では、妊娠から出産後間もない期間における経済的支援として、妊婦が受ける健康診査、乳児が受ける健康診査及び聴覚検査に対する補助、あるいは町内に産科医療機関がないことから、妊婦及び産婦の健康診査受診に伴う通院費用、アクセス費用の補助を行っているところでございます。しかしながら、産後2週間、1か月などの産後の母親に対する健康診査費用についての補助が今現在しておらない状況でございますので、これが自己負担となっております。産婦健康診査につきましても、補助する体制を整えることは、妊娠期から産後まで切れ目ない細やかな経済的支援となるものでございますので、産後の初期段階における母子に対する支援を強化したいというものでございます。

事業の内容ですが、対象者は、産婦健康診査を受診する日において、町内に住所を有する産後間もない時期の産婦となっております。助成対象費用ですが、産婦健康診査として問診等6項

目の健康診査を行った場合の検査費用が対象となります。助成の額ですが、1回の健康診査につきまして5,000円を上限として、その健康診査に要した費用の全額を助成いたします。ただし、対象者は、1人につきまして2回を限度とさせていただきます。

事業費ですが、産婦の健康診査委託料、こちらが1人1万円の38人分で38万円。産婦健康診査受診料補助金として、1人1万円を、これは2人分になりますが、2万円。合計で40万円の事業費と考えてございます。県内の町委託医療機関で受診した者につきまして、産婦健康診査委託料として、その医療機関に直接支払うことで産婦の負担を軽減したいと思っております。それ以外、県外のケースになりますけれども、県外のケースの場合には、産婦健康診査受診料補助金として本人のほうに償還払いとして支払うこととしてございます。

特記事項になりますが、町の未来づくりプランの安心して子どもを産み育てられる環境づくりの部門になってございます。財源としまして、国の母子保健医療対策総合補助金、補助率2分の1になります。こちらのほうが財源になってございます。

事業費ですが、40万円。うち2分の1、20万円が国庫補助、残り20万円が一般財源となっております。

続きまして、2つ目の事業になります。6ページを御覧願いたいと思います。事業名のほうは、3歳児健康診査屈折検査事業になってございます。人の視力は、3歳頃までに急速に発達して、6歳から8歳頃に完成し、生涯の視力が決まると言われています。3歳児健診におきまして、弱視が見逃されると治療が遅れ、将来にわたり十分な視力が得られないことがあるため、3歳児健診で視力異常を早期に発見し、適切な治療につなげることが非常に重要となります。家庭での視力検査は精度に限界があるために、本町においても検査目的を重視して、早期発見、早期治療して、そういった補助制度を活用して、3歳児健診において検査機器を用いて実施したいというものでございます。

事業の内容ですけれども、屈折検査の概要としましては、被検者は機器から約1メートル離れて座りまして、機器画面の光を見ている間に検査を実施します。検査時間は、30秒から1分ぐらいと短く、相手のお子様には恐怖感が少ないため、安心して検査が可能となります。機器の操作のほうは保健師が行うこととなります。検査によりまして、近視、遠視、乱視、不同視、斜視等をスクリーニングすることとなります。

事業費は、屈折検査用機器購入で138万9,000円になってございます。

特記事項にございますが、未来づくりプランのほうは同じく安心して子どもを産み育てられる環境づくりの部門でございます。こちらも補助としまして、母子保健対策強化事業の国庫補助が入ります。補助率は2分の1。ですので、事業費のほうは138万9,000円、国庫補助が69万4,000円、一般財源が69万5,000円となっております。

続きまして、3事業目、資料のほう7ページになります。事業名は、不妊治療医療費補助金になってございます。事業実施主体は、町でございます。

本町では、少子化対策の一環で、医療保険が適用されない特定不妊治療、体外受精、顕微授精等ですけれども、そういった特定不妊治療を受け、県の助成を受けた人を対象に年度で100万円を上限として県の助成に上乗せで費用助成のほうを行ってまいりました。しかしながら、今まで保険適用外であった不妊治療のほうが本年4月から医療保険のほうの適用となることになってございます。このことから、県と町の助成を受けて、ほぼ自己負担がなくて行っていた特定不妊治療のほうで、現在の要綱では令和4年度から町の助成が受けられない状況になってしまいます。特定不妊治療は保険適用となっても自己負担が大きく、治療される方にとって経済負担が大きなものになってしまいます。また、頻回な通院に伴う当該治療が受けられるのは県内で県央の2医療機関のみとなっていることから、実際の通院医療において身体的かつ精神的負担も大きいものとなっています。そこで、心身ともに大きな負担が生じる特定不妊治療において、経済的負担の軽減を図りながら少子化対策を継続していくため、引き続き助成を受けられる体制を確立するものであります。また、新たに一般不妊治療に対する自己負担額についても町で支援を行うことで、さらなる少子化対策を強化したいというものでございます。

事業の内容ですけれども、補助対象者は次の2項目の要件を満たす町内に住所を有する方になります。1項目目が医療保険各法の被保険者、組合員またはそれらの被扶養者。2項目めとしまして、不妊治療が必要と診断されている者。

次に、補助対象の経費ですけれども、医療保険が適用される特定不妊治療。これは、体外受精、顕微授精。そして、一般不妊治療、これは検査、治療から人工授精までです。この2項目の治療に要する費用が補助対象となっております。

補助の額ですけれども、不妊治療に要する医療保険各法に定める給付を受けて、なお残る自己負担額、そして補助金の申請に必要な医療機関受診証明書などの書類費用、その合算額を補助額といたします。

予算額、事業費のほうですけれども、特定不妊治療のほうが1人5万8,000円掛ける5人、一般不妊治療が1人3万8,000円掛ける3人、トータルで40万4,000円の予算額というふうになってございます。

特記事項でございますが、こちらのほうも未来づくりプランの安心して子どもを産み育てられる環境づくりの部門になってございます。

事業費は、40万4,000円。こちら全額一般財源となっております。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 説明が終わりました。

3目母子保健費、質疑はありませんか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 3歳児の健康診査屈折検査事業についてお伺いします。今回こういう機械を導入することになったわけですが、今までは、目の検査のために機械導入する前はどのような検査の対応をなされていたのかお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 鷺田主任保健師。

○健康推進室主任保健師（鷺田明江君） お答えいたします。

今まででありますと、家庭での視力検査といたしまして、眼科でも使われているランドルト環といたしまして、丸にCのようなものをランドルト環と言いますけれども、そのランドルト環と、あと目のアンケートといたしまして問診票を各家庭で実施していただいております。3歳児健診の会場で保健師のほうで問診票等を確認して、あと小児科の医師の診察を受けていただいております。もし異常がありますと精密検査という券を発行して、眼科のほうに受けていただいております。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） そうすれば、今度この機械を入れることによって検査の頻度というか、回数はどのぐらい計画しているのかお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 鷺田主任保健師。

○健康推進室主任保健師（鷺田明江君） お答えいたします。

検査の頻度ですけれども、従来の3歳児健診の際に、対象者に実施するというところで考えて

おります。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 屈折検査機械、非常に精度のいいものだと思うのですが、特に3歳から6歳にこだわらなくても、今教育現場でも様々なDXなりICTを使って非常に目の健康が心配される中であって、この6歳以上、いわゆる児童生徒に対してもこの機械が非常に有効に活用するような気がするのですが、そういうことは考えていないのかお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 説明でも申し上げましたとおり、視力のほうが大体、人の視力が3歳から急速に発達して、6歳から8歳ぐらいで完成するというところでございます。ですので、まずその一番最初の大事な時期のところでもまずこの機器のほうを活用して、正確な最新の、操作も簡単で、そして正確な検査機器でございますので、こちらを活用してまず最初のところであってスクリーニングをするということでございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） なるほど、あくまで6歳頃までと。そこで、不運にして目に異常があった場合、当然それぞれの眼科なり行くと思うのです。それも案内するわけだね、症状によって。その際のいわゆる診療費の、町内にはないわけで、何か今その疾患に合った、6歳未満の児童に対する交通費か何かの助成は現在なされているのか、これから考えるのかお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 随時眼科のほうの検査につきましては、こども園での検査あるいは学校での検査でも毎年実施のほうをしてございます。異常があった場合、あるいは検査等が必要な場合は、お医者さんのほうから指示があって、それで眼科のほうを受診してもらっていただいております、ただそこに対する通院のほうの補助等は今現在のところは実施はしていない状況でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本昇君） この検査事業ですが、これは先天性の子供さんだけがここで分かるのか。今小さなゲームとか、あれによって斜視とか、そういうふうな子供さんたちも結構いるのではないかと思うのですが、こういう人たちの部分も発見できるのかどうかというのはいかがです。

○委員長（林崎竟次郎君） 山崎総括室長。

○保健福祉課総括室長（山崎正道君） こちらの屈折検査でございますけれども、なぜ3歳児健診の際に行うかというところなのですが、こちら一番大きいのは、3歳児健診の際に、先ほどから申している効果が大きいのと、あとは児童ご本人、こちらが見えますか、指してくださいということでご本人さんにお伺いをしても、子供で小さくてきちんとした応答ができない、そこが小学生などと大きな違いになってまいります。ですので、今回機械を導入することによりまして、本人がこっちが見える、あっちが見えるというのに頼らず、きちんと機械的に判断をするというところで入れたいところございました。

あと、その後にお話がありました斜視等、そういったものについても対応している機械でございます。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 2番、佐藤委員。

○委員（佐藤安美君） 不妊治療医療費補助金でございますけれども、予算が40万4,000円の中で内訳があります。この中で、特定不妊治療5万8,000円掛ける5人、一般不妊治療3万8,000円掛ける3人とありますけれども、これは1回だけの治療費に当たるわけでしょうか。お伺いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐藤主査。

○健康推進室主査（佐藤こずえ君） お答えいたします。

こちらを算定するに当たっては、今現在特定不妊治療ということで助成をしております。もちろん保険適用では、なっておらない状況ではあるのですが、その治療の経過がありますので、治療の経過等はこちらで把握しているところでもありますので、それを保険適用となった場合どのくらいかかるかというのが今診療報酬の点数化も出ておりました。なので、そのところから算定いたしまして、1回が、もちろん1か月で終わるわけではなくて、数か月にまたぐ場合、または月を飛ばして行う治療になっております。そういった場合もありますので、そういったところも全てクールを見て、ここがあくまでも月限度額というところで算定をして、1人の治療がこのくらい、月をまたいでも1回のクールがこのくらいでまず行えるであろうというところを見ての、あとは掛ける5人というのも延べ人数というところで、1人が例えば1クール終わりました、2クール目というところも年度内にはあるかと思っておりますので、そういったところで算定して

おりました。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） よろしいですか。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。

ここで、新規事業概要の説明を求めます。令和4年度補正予算新規事業等概要資料8ページを御覧ください。

三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） それでは、資料のほうは8ページ、そして補正予算書は12ページの4款1項7目18節となります。事業名は、がん患者医療用補正具購入費補助金でございます。事業実施主体は、岩泉町です。

事業の目的ですが、がん治療、これは抗がん剤、放射線治療になりますが、がん治療の副作用で脱毛を生じたがん患者さんに対しまして、安心して療養生活や社会参加が行えるよう医療用の補正具、全頭用の医療用ウィッグですけれども、そちらのほうの医療用補正具の購入費を補助するものでございます。

事業の内容としましては、補助対象者は、がんと診断され、がんの治療を行っている方、がんの治療に伴う脱毛によりウィッグを購入した方の、この2点の要件を満たす町内に住所を有する方になってございます。

補助対象費としましては、ウィッグの購入に要する経費であります。補助額は、補助対象経費の2分の1と2万円の額のいずれか低いほうの額、そちらが補助金額となってございます。ただし、補助対象者1人につきまして、ウィッグは1台となってございます。予算額のほうは、1人2万円掛ける3人分の6万円のほうを考えてございました。

特記事項でございますけれども、未来づくりプランの安心できる充実した医療体制の確立の部門になっております。こちらも県の補助金、がん患者医療費補正具購入事業、補助率2分の1のほうで財源となってございます。

事業費のほうは6万円、県補助が3万円、一般財源が3万円となってございます。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 説明が終わりました。

7目健康増進費、質疑はありませんか。

5番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） さきの議会でもちょっと触れましたが、ここでこの医療用ウィッグ限定にされた理由をお伺いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 工藤主査。

○健康推進室主査（工藤淳香君） お答えします。

今回医療用ウィッグだけにした理由ということですが、医療用ウィッグのほうは県の要綱等もあって、金額等、あとは実施要領等も制定されているところですが、乳房補正具のほうはほかの市町村もやっている自治体もあるのですが、こちらは町単独事業になっておりまして、実施している市町村もまだ8市町村ということで、助成金額とか内容等についてもまだ市町村ばらばらなところもあるので、もう少し検討してから導入したいと考えております。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 5番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。やはりこのような病気の方、楽しみの一つがファッションだと思いますので、幅広く選択できるようにお願いいたします。それに伴って、やはり乳がんの方のほうも検討に入れられるのかお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 乳がんのほうにつきましても、先ほど工藤主査のほうから申し上げましたとおり、現在県内では8市町村で実施していると。こちらが単独事業になりますので、また県内の各市町村の状況を見たり、あるいは町内の方々からご相談の状況等をお伺いしながら、できればウィッグのほうも今回対応しますので、そちらのほうもご相談件数が多かったりニーズがあるようであれば検討のほうはしてまいりたいと思います。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 今回はがん患者のこの部位ということですが、全体のがん、いろんながんの患者さんがおられると思うのですが、そのがん患者さんのための助成事業ということで、このほかにも対応しているものがあるかどうか、お願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 千葉統括保健師。

○保健福祉課統括保健師（千葉宮子君） 大腸がん等で人工肛門をつけられた方は身体障害者手帳

を得るのですけれども、その手帳のほうを活用しての用具の補助があります。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 今回の医療用の補正具、ウィッグと言うそうなのですが、これは業者と
いうか、メーカー、何社かあるのか、限られた業者なのか。そして、何か希望する場合に、町の
ほうで指定した業者でなければならないかというようなことがあるのかどうかお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 工藤主査。

○健康推進室主査（工藤淳香君） お答えします。

こちらの医療用ウィッグについては、地肌に優しい素材とか安全面のところでの品質を満たし
ているということが前提となっておりますので、恐らく医療機関のほうからそういう業者のほう
を紹介されるという形で考えております。こちらから特に業者を指定することはありません。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） そうすれば、この事業を申請する場合は、業者にだか、医療関係者を通
してやるのか、直接町のほうに申請されるのか、その手続についてお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 工藤主査。

○健康推進室主査（工藤淳香君） お答えします。

こちらについては、医療機関と相談して、購入した領収書を持って役場のほうに申請してい
ただくというような形の流れとなっております。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） よろしいですか。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。

ここで、新規事業等概要の説明を求めます。令和4年度補正予算新規事業等概要資料9ページ
を御覧ください。

三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 資料のほうは9ページ、補正予算書は13ページの4款2項1目18節
となります。事業名は、クリーンステーションボックス設置事業補助金でございます。事業実施

主体は、自治会等が事業実施主体になってございます。そちらに対する補助になっております。

事業の目的ですが、自治会等が実施するクリーンステーションボックスの設置を支援しまして、公衆衛生の向上及び廃棄物分別の促進による資源化を通じてごみの減量化を図り、循環型社会の構築に資するものいたします。

事業の内容ですが、補助対象者ですが、ごみ集積所へのボックス設置または更新を行う自治会等が補助の対象となっております。

補助する対象の経費ですけれども、3項目ございます。こちらのほう経年劣化または著しく破損して機能を損なっているもの及び著しく景観を損ねていると認められるボックス、古いボックス、そちらのほうの更新。そして、現在設置されていない集積所へのボックスの新規の新たな設置。3つ目としまして、既存のボックスの容量では常時容量が不足する集積所へのボックスの増設設置、その3項目を対象としてございます。そして、さらに更新に際して既設ボックスの処分があれば、その処分に要する費用も加えるものとしてございます。

補助額ですが、1基当たりの補助対象経費と15万円のいずれか低い額の10分の9に相当する額、そちらのほうを補助額といたします。

予算額ですが、こちらは1基当たり15万円の16基分掛ける10分の9で216万円が予算額となっております。

特記事項ですが、自然と人間が共生する景観と環境の保全部門が未来づくりプランの部門となっております。

事業費が216万円。こちら全額単独費、一般財源で216万円となっております。

よろしくご審査のほうをお願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 説明が終わりました。

2項清掃費、1目塵界処理費、質疑はありませんか。

11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） ステーションボックスについてお聞きします。今木製で設置している、かなり古くなっているのです。それで、当時個人でなくて2世帯だったかな、3集落以上が設置対象だというように伺ったような気がするのですが、現在はもう戸数も減って1戸のところにも1個のところもあるようにうかがわれます。そこで、更新とかそういうのもあると思いますが、木でなくて、もし更新、自治会でしてもらいたいといったときは木なのか鉄なのか、その辺をお聞き

したいなと思いますけれども。

○委員長（林崎竟次郎君） 山崎総括室長。

○保健福祉課総括室長（山崎正道君） クリーンステーションボックスの種類でございますけれども、こちらにつきましては中でも今までのように木で統一したほうがいいのではないかというお話もあったり、金属製のほうが汎用性があるのではないかというお話もありましたので、町の環境審議会のほうにご意見のほうをいただきました。そうしましたら、審議会のほうでは、それは木は重くて移動の際に大変だという意見もありましたし、金属のほうはもちがいいという意見もありました。ただ、それぞれの自治会でそれぞれ木なら木のよさがあるだろうし、金属なら金属がいいところ、手間がかからないところがいいのであれば、それでいいのではないかという事で、それは自治会の判断に任せましょうというご意見をいただきましたので、今回制度化するに当たりましては、金属につきましては自治会さんの判断で選んでいただきたいと考えておるところでございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） どっちでもいいような気がしているのですが、使い方としては木の場合は横から開けるから開けづらいという人もいるし、鉄の場合は上から開けるから入れやすいという方もいますので、どっちかといえば私も鉄のほうが、開けやすいほうがいいかなと思うのです。それで、ここで15万円ですか、16基で。そして、10分の9が補助対象で、例えば10分の1は負担だと思うのですが、これは例えば1戸のところにも1個、家の前についているところがあるのです。そういった方は1人で10分の1を負担するような形になるのですか。

○委員長（林崎竟次郎君） 山崎総括室長。

○保健福祉課総括室長（山崎正道君） まず、ごみ集積所の管理でございますが、こちらにつきましては町で管理するものではなくて、それぞれの自治会さんをお願いしているところでございます。自治会がないところにつきましては、それぞれの行政区のところでご相談してお願いいたしますということで今までお願いしております。ですので、今回申請いただく際に、それぞれの集積所ごとでご申請をいただくのではなくて、それぞれの自治会、行政区のほうで相談をしていただいて、申請していただくということを考えておりました。

○委員長（林崎竟次郎君） 2番、佐藤委員。

○委員（佐藤安美君） 関連でございますけれども、この条件が3点ほどありますけれども、これ

の選考はどのような形で選考するかお伺いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 山崎総括室長。

○保健福祉課総括室長（山崎正道君） こちらにつきましては、まず第1四半期のところで申請のほうを受付をしまして、現在物が無いところ、こちらのほうを優先したいと考えておるところでございます。その次に、現在機能を果たしていないところ、もう破損して使えないといったところを優先して順番にやっていきたいと思っております。そして、申請があった写真判定だけではなくて、町ではリサイクル推進員というものを雇用しております、その者が全部の集積所のほうを回って日常も把握しておりますので、そちらの困窮具合のところをご意見をいただいて、総合的に判断したいと考えておるところでございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） ステーションボックスは公衆衛生の上からも非常に大事な事業だと思うのですが、この3項目以外に、肝腎な町内の中にもネットのいわゆる集積所が何か所か見られるので、これは非常に風が吹けば飛ばし、カラスの被害もあつたり、非常に見苦しいような状況になっているのですが、町としてこのネットの集積所は現在何か所あるのか、把握しているのかお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 山崎総括室長。

○保健福祉課総括室長（山崎正道君） 現在、町内には555か所ごみの集積所がございます。そのうち木製の集積ボックスが設置されている箇所が294、金属製が151ございます。そして、ネットをご使用されているところが47か所あるところがございます。その他、あとは更地のところがございます。いずれも先ほど申し上げましたとおり、自治会さん等で管理していただいております、ネットのところについても場所がなかったり、あとは道路沿いでボックスをそのまま設置できないといったご事情があつてそのようなものを使用していると聞いているところがございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 確かに理解はしているようだが、やはりこのボックスはいいのだが、ネットの集積所を何とかやっぱりボックスに行くように私は誘導すべきだと思うのです。やはり自治会だけでは、道路の事情なり地主の関係があつたりして、なかなかボックスを設置できないような状況にもあるかと思うので、何とかネットの集積所だけは、四十何か所だか、これは早急にやっぱりボックス化すべきですよ。そうでなければ様々な面で見苦しいいわゆる環境衛生になる

ので、これはやっぱりなくするような努力、自治会と連携して町のほうでも担当課でも何とか前に進めるような方向でひとつ検討すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 先ほど総括室長のほうから説明ありましたように、47か所ネットのところがございますけれども、そちらのほうは自治会さんとも相談しながら、やはり様々その自治会ごとに諸条件がございますので、そこを相談しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） やはりどうしても様々な事情があつてネットを置かなければならないような場所があるのであれば、私は否定すべきではないと思うのです。そこにあるから持ち込むわけで、なくなれば誰も持っていかなくなるのだ。そうすれば、自然に見栄えも環境もよくなると思うので、思い切って、設置することばかりが能ではないの、なくすることも大事なわけだ。そこら辺を47か所の中で、どこを残して、どこを切るか、そこら辺も含めた中でひとつ検討すべきだと思うのですが、お考えをお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 現在ネットが置かれている場所のところも、居住する各家々の、自治会の中での各家々の地形があつて、そこの中でやはり一番今のところ最適ということでの配置かと思つたので、そちらのほうのやはり一番いい場所というのは自治会さんと相談しながら、どのような形がいいのか、そこはやはり相談していかなければ前に進めないものと思つたので、ご相談しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 1点お伺いします。今のようになかなか置く場所がないということで、どうしてもハブの下とか、それからちょっと距離があるとかといったときに、ボックスそのものは何とかつくと。けれども、今のようにハブの下なためにぐるっと回ったり、利用に不便を感じるといったときに、ボックス以外でもそういう取付もしくは階段、そういうふうなものもステーションの一部として相談に乗ってもらえるのかどうかといったらいかがでしょう。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 今回は16基分のほうのステーションボックスのほうの更新あるい

は整備ということの補助でございますので、そちらのほうは先ほど委員からもお話がありましたとおり、各地区によって様々な条件があろうかと思っておりますので、そちらのほうはご相談をいただければ、そこに応じてこちらのほうでも対応のほうといたしますか、ご相談にはお応えしていければと思っておりますので、ぜひご相談いただければと思います。

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） それでは、席替えをお願いします。

ここで、新規事業等概要の説明を求めます。令和4年度補正予算新規事業等概要資料10ページを御覧ください。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） それでは、新規事業等概要説明資料の10ページ、よろしく願いいたします。担い手経営支援事業補助金の拡充についてご説明いたします。

今回の新規事業としてのご提案ではありますが、現在実施しております新規担い手経営支援事業について一部を見直し、拡充した内容により、令和4年度より実施するものでございます。事業実施主体は、中心経営体の農業者となります。

事業の目的でございますが、拡充前の事業目的でございました新規就農者の早期の経営安定を図るため支援しておりました種子及び苗の購入補助の対象者の範囲を拡大し、さらに園芸振興作物の普及と耕作放棄地の抑制等を図るものでございます。

事業の内容についてですが、補助対象者を人・農地プランに位置づけられた認定農業者等の中心経営体に拡充し、2の対象作物、3の補助額は変更ございません。対象作物につきましては、ピーマン、ブロッコリー、ワサビ等としており、補助額は種子、苗の購入費の2分の1で、補助の上限額は30万円としているところでございます。事業の実施期間につきましては、令和4年度から6年度までの3か年間とし、財源は予算額240万円、全額町一般財源となります。

以上、担い手経営支援事業補助金拡充の事業概要となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 説明が終わりました。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、質疑はありませんか。

6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 14節の畑わさびの加工施設、この事業についてもう少し詳しく説明をお願いできますか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐藤農業振興室長。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） こちらの事業内容ですけれども、乙茂にありますワサビの加工施設の衛生管理というところで、加工施設内に異物侵入リスク、こちらを物理的に回避する設備等を設置、整備予定としておりまして、内容といたしましては、防虫カーテン、こちらを原料搬入口だったり冷蔵庫の一時保管施設、こちらのほう3か所に防虫カーテンを設置すると。あとはインターロッキングの設備というところで、こちらの内容については、外部の扉が開いていた場合に、自動的に内側の扉を閉めるというような、今開きっ放しになる可能性のような状態になっておりますので、そういった設備を整備したいと思っております。あとは、保健所等も指導の手洗いシンクのほうを数か所設置したいと考えております。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） よく分かりました。それで、設備が変わると、そうすると貸付料についても変更が出てくるのかなと単純に考えるわけなのですが、そこについては現状のままでいくのか。現状のままいってもらえれば相手は助かるかと思うのですが、どのようにお考えなのかお尋ねします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐藤室長。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） 今回の工事につきましては、比較的軽微な内容になりまして、補助事業上の県のほうも協議をすることで設置が可能かなというふうに考えておりますので、大規模改修であればちょっと使用料等も増額ということもあると思いますが、今回はそのような使用料についての反映は考えておりません。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 担い手経営支援事業ですが、この制度を拡充してもらったのはいいことなのだが、その補助額、それぞれピーマンなりブロッコリーなりワサビ、これの限度額が30万円になっているわけだ。この30万円、2分の1にしても、満額補助をもらった場合には、いわゆる面積換算で何アールあたりに相当するのか、それぞれピーマン、ブロッコリー、ワサビ等について説明をお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐藤室長。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） 今回想定しておりますのは、品目の規模拡大の場合に、例えばブロッコリーですと80アール程度、ピーマンですと40アール、そういった面積の場合に大体初期の苗代が60万円ほどになると考えておまして、そちらの2分の1程度と想定しております。また、ワサビにつきましては、経営所得が得られる規模として50アール程度を想定しておまして、こちらのほうが苗代が約70万円ほどになりますので、こちらも約半額程度を支援したいというふうに考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） よろしいですか。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） ここで、コロナ感染予防対策の換気のため、午後2時10分まで休憩します。

休憩（午後 2時00分）

再開（午後 2時10分）

○委員長（林崎竟次郎君） 休憩前に引き続き条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

ここで、新規事業等概要の説明を求めます。令和4年度補正予算新規事業等概要資料11ページを御覧ください。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） それでは、資料の11ページに基づきましてご説明をさせていただきます。

高性能林業機械化促進事業補助金の拡充についてご説明いたします。令和元年度から環境譲与税を財源として実施してきました高性能林業機械化促進事業につきまして、今般一部を見直し、拡充した内容により、令和4年度からも引き続き実施したいということでございます。事業実施主体は、町内の林業事業体となります。

事業の目的でございますが、これまでの事業は広葉樹生産の現場における労働環境の改善や生産性の向上を目的としてきたところでございますけれども、今般森林資源の活用や需要が高まっておりますことから、人工林の生産活動についても支援対象とすることで事業見直しを行うもの

でございます。

事業の内容についてでございますが、拡充後は針葉樹の生産を対象に加え、これまでのリース方式のほかに、購入による高性能林業機械の導入に対しましても対象とするものでございます。補助率につきましては、これまでと同じ3分の1となります。令和4年度の予算の計画でございますけれども、リース方式によるものが774万円、購入によるものが2,500万円、合計3,274万円を予定してございます。なお、購入の場合、国庫補助事業に該当する事業につきましては、これまでどおり対象外とさせていただきたいと思っております。事業の実施期間でございますが、令和4年度から6年度の3か年間となります。

財源は、予算額3,274万円、全額森林環境譲与税を財源とする、その他を特財となります。

以上、高性能林業機械化促進事業補助金の拡充の事業概要となります。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 説明が終わりました。

2項林業費、2目林業振興費、質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） これも林業振興でとても大事なことかなと思いますが、今まで何台導入をなされているか、お願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 今村林業水産室長。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

令和元年から始めましたこちらのリース支援ですけれども、こちらは4事業体から4台の事業導入を行っていただいております。

以上でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この1つの事業体が複数のこういう事業の活用が可能なのか、それはいかがですか。

○委員長（林崎竟次郎君） 今村室長。

○林業水産室長（今村 篤君） 特段の制限を設けてはございませんが、予算にも限りがございますので、それは広く事業体の方々とのバランスを取りながら執行していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） こういうふうには今までは4事業体と。こういうふうなもの活動報告というか、これを入れたことによる効果の検証というふうなものはなされているかどうか、お願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 今村室長。

○林業水産室長（今村 篤君） 今までの実績といいますか、効果についてですけれども、導入された事業体の方々からは、上半期と下半期に分けて事業報告を頂戴しておりまして、それによりますと稼働日がどれぐらいで、そしてどれぐらいの施業の面積を行ったのかというものを聞き取りしてございます。令和元年度におきましては、例えば125日稼働した事業体、そして面積は7ヘクタール、生産材積は583立方メートルの木材生産に使用したというふうな報告を頂戴しておりまして、あとこの事業につきましては、当初広葉樹の生産が課題として捉えておりましたので、広葉樹生産をする場合、この事業を導入する場合は必ず町内の事業体と連携して、安定供給の協定を結んで実施してくださいということだったので、受入れ側からもその情報を頂戴しておりまして、どの事業体がどれぐらい木材を搬入したかということも把握してございます。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 2番、佐藤委員。

○委員（佐藤安美君） この予算額がありまして、その中で台数もありますけれども、例えば購入の場合は2,500万円が上限、500万円掛ける5台とありますけれども、ここ1年、今年あたりから非常に林業機械が高値になっております。2割ほど上がっていると思いますけれども、こういった場合、それは排ガス規制でそうになっておりまして、軽油ばかりではなくてアドブルーという薬も入れなければならないという機械になっております。そういった中で、例えばですが、この予算の2,500万円で5台購入できなかったといった場合に、例えば4台であって、2,500万円の予算の中で4台となった場合は、その上限の500万円を上回る補助はできないものか伺いたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 今村室長。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

あくまでもこの事業の立てつけといたしましては、500万円を上限ということで事業実施させていただきたいと思っておりますので、予算に余りが出たからといって交付額を増やすということ

は考えておりません。また、こちらは町単独事業ということで実施いたしますが、アタッチメントだけとか、あるいは中古の機械購入、そういった国の事業に該当しない部分について、皆さんのかゆいところに手が届くような支援ができればいいなというふうに考えておりますので、より高額になる機械を導入する際には、もう少し補助率のいい国庫補助の導入について一緒に考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 2番、佐藤委員。

○委員（佐藤安美君） 今の説明の中では、アタッチメントの部分だけでも対象になるという説明でしたが、それで確認です。よろしいでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 今村室長。

○林業水産室長（今村 篤君） 委員おっしゃるとおり、今回の事業についてはアタッチメントの購入、そしてその配管まで含めて支援の対象と考えております。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） よろしいですか。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。

ここで、新規事業等概要の説明を求めます。令和4年度補正予算新規事業等概要資料12ページから14ページを御覧ください。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 水産振興費におきまして、3件の新規事業をご説明いたします。

12ページをお開き願います。まず、漁業共済加入促進事業補助金の拡充についてご説明いたします。漁業共済加入促進事業につきましては、一部を見直し、拡充した内容により、令和4年度からも引き続き実施するものでございます。事業実施主体は、小本浜漁業協同組合となります。

事業の目的でございますが、これまで漁業経営におきましても、自然環境の影響を受けることから、経営安定を図るために漁業共済の加入を促進してまいりましたが、ご案内のとおりサケの不漁をはじめ、漁業を取り巻く環境が一層厳しさを増しておりますことから、事業を拡充して継続するものでございます。

事業の内容ですが、漁業共済の加入に要する漁業者負担の掛金に対して20%を補助するもので

ございますが、今回拡充する部分は表に記載されておりますとおり、定置漁業も新たに対象とするものでございます。共済制度そのものの内容は、漁獲、養殖共済については、不漁、価格低下、海況変異、自然災害等により生産額が減少した場合共済金が支給されるもので、施設共済につきましては、台風、低気圧、津波といった自然災害等により漁業施設に損害が生じた場合に共済金が支払われる制度でございます。令和4年度予算額につきましては、383万6,000円を予定してございます。事業の実施期間は、令和4年度から6年度の3か年となります。財源は、全額町一般財源となります。

以上が漁業共済加入促進事業補助金の拡充の概要となります。

引き続き2件目、資料の13ページの漁場再生磯焼け対策事業補助金、拡充についてご説明いたします。

事業実施主体は、小本浜漁業協同組合となります。漁業再生磯焼け対策事業補助金につきましては、令和3年度から取り組んできている事業でございますが、今般一部を見直し、拡充した内容により、令和4年度からも引き続き実施するものでございます。

事業の目的ですが、ウニが過剰に増殖したことにより磯焼けが生じており、採介藻漁業の持続を図るため、ウニの移殖、ウニの畜養試験等への取組に対して支援するものでございます。

事業の内容ですが、令和3年度、現行ではウニの移殖、ウニの畜養試験を補助対象経費としておりましたが、拡充後は新たに海中造林5か所、ウニの潜水移殖10日間分、モニタリング装置、調査のための水中ドローンの購入を追加してございます。補助率は10分の10に拡充いたします。補助率の拡充の理由につきましては、温暖化による海洋環境の著しい変化が漁獲に相当大きく影響しておりますことから、このような特殊事情を考慮しなければならないと判断したことによります。令和4年度予算は357万円を予定してございます。事業の実施期間は、令和4年度から5年度の2か年となります。財源は、全額町一般財源となります。

以上、漁場再生磯焼け対策事業補助金、拡充の事業概要となります。

続いて3件目、資料の14ページ、漁船保険加入促進事業をご説明いたします。

この事業補助金につきましては、漁業環境が厳しい状況となっておりますことから、小本浜漁業協同組合から要望を受けまして、令和4年度から新たに実施するものでございます。事業実施主体は、小本浜漁業協同組合となります。

事業の目的でございますが、漁業環境が厳しい状況にありますことから、漁業者が船舶を維持

し、漁業経営の継続を図ることを目的としてございます。

事業の内容については、漁船保険の加入に要する漁業者負担掛金に対して20%を補助するもの
でございます。補助率については、漁業共済の加入促進事業と同じ率としてございます。令和4
年度予算は220万8,000円を予定しております。対象となる船舶数は、220艘を見込んでございま
す。事業の実施期間は、令和4年度から6年度までの3か年間。財源につきましては、全額町一
般財源となります。

以上3件が水産振興費に係る新規事業概要となりますが、改めて漁業環境は温暖化により急激
な影響を受けてございます。漁業者にとっては漁業経営の存続に関わる事態になってきてござい
ます。ご説明させていただきました3件の事業では、漁業環境を取り戻すことにつながることは
なりませんけれども、経営存続していくために今必要な支援と考えてございます。町では、漁
業者とともに新たな取組につきましても漁業経営の継続のため、いろいろ様々検討しているところ
でございます。こういった点を申し添えさせていただきたいと思っております。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 説明が終わりました。

3項水産業費、2目水産振興費、質疑はありませんか。

1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 漁業共済加入促進事業補助金ということで、対象を拡充ということですが、
補助割合の2割、20%というのは、従前と変わらないという意味で理解してよろしいでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） そのとおりでございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） あと、漁船保険の件ですけれども、これも個人操業だけではなくて、漁協
さんの所有する船に関しても対象になるという理解でよろしいのかお尋ねします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お見込みのとおり、漁協所有の船舶についても対象となります。

○委員長（林崎竟次郎君） 6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 昨年だったと思いますが、磯焼け対策で鉄の塊をどこかに入れるという
ような話がありました。何か実際行ったのか、そして効果はどうだったのかというところをお尋

ねします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 海洋の藻類の生育に必要な二価鉄を含んだ養分ということで、前回いろいろご質問があったかなと思ってございます。その後、フルボ酸鉄という形の養分が海藻には必要だというところで、実際にまだ取り組む段階には至ってございませんけれども、現在メーカーさんとも、研究グループさんともちょっと検討している段階にございまして、通常ワカメ、昆布等の養殖にはそういったフルボ酸鉄が使われていない実態もございまして、当町ではそういったものを含ませた形で養殖できないかということで今実際に具体的に今後検討に入りたいなという段階でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） ちょっとこの目に関連してというか、どこでも言う場所がないので、あえてここで伺いしようと思います。担当課かどうかはあれですけども、定置網に乗る方が非常に少なく困っているというお話がありました。農林水産課に該当するところだと、担い手経営支援事業のお話もございまして、午前中の中では保育士も足りないといったようなことがございました。施政方針の中でも人口減少にというお話もあったわけですけども、今般のウクライナで様々なことが起きていますけれども、そういったところの難民の方を受け入れて、活性化に一助になるようなことのお考えがあるかどうかをお伺いしたいと思います。一義的には、人道的な支援を目的とするということだとは思いますが、出国できる方々は、成人男性は基本出国できないということが決まっていますので、女性とお子さんというところが難民の多くを占めているのだろうというふうに想像はできますけれども、東日本大震災以降、特定非常災害が3度あって……2度ですか、大きい災害を3度経験している本町において、全世界から支援をいただいていることに対して何らかの恩を送るといいますか、そういったことも必要なのではないかなというところが一義的ですが、本町の置かれている状況と合わせて、難民の受入れを表明するお考えがあるかどうかお答えください。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） ウクライナの今のロシアとの関係で、非常にデリケートな部分が様々あります。隣の宮古市では受入れを表明したというのも新聞報道等ではございますが、軽々にこれをすぐに、では人道的な部分で受け入れるか。それについては、制度、それこそうちで

例えば条例であったり様々な制度上の問題等も出てくるかと思しますので、これは非常に慎重に、もしそういうことになるのであれば検討ということにはなるわけですが、今現時点ではそういったところまでは踏み込んでいないというような状況でございますので、今後のいろいろな様々な報道等もございましたけれども、それらの情報を収集しながらということかと思えます。よろしくお願いたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 2人がかりでお答えをさせていただきますが、今私ども本町といたしましては、さきの議会のご決議のほうも受けまして、私どもに何ができるだろうかというふうな考えましたときに、委員ご指摘のとおり私どもも皆さんからお世話になっておりますので、ささやかではあるのですけれども、早速募金箱を役場庁舎、各支所等々に設置をいたしまして、善意を募っております。そういう小さいことでも何でも、まずできるところから始めようということでは私どもも胸を痛めているところでございます。したがって、今後の推移は慎重にこれはやはり見極めながら、私ども8,700人の町民にとりまして、ハードルが高いか低いかというところも判断をさせていただきます、場合によっては議会のほうにもご協議を申し上げて検討してまいりたいというふうな考えておりますので、よろしくお願をいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） よろしいですか。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。3目漁港建設事業費に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 席替えをお願いいたします。

ここで、新規事業等概要の説明を求めます。令和4年度補正予算新規事業等概要資料15ページを御覧ください。

馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、資料の15ページを御覧をいただきたいと思えます。事業名でございますが、結婚新生活支援事業補助金となります。事業実施主体は、岩泉町となります。

事業の目的でございますけれども、経済的な不安を抱える新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用の支援、コスト軽減を行い、本事業で支援することで定住化も促進

するものでございます。

次の事業の内容でございます。1番として内容ですが、国、県及び町が定める要件を満たした夫婦に対しまして、次のとおり補助金を交付しようとするものでございます。1つ目でございますが、婚姻日における年齢が夫婦ともに29歳以下の新婚世帯に1世帯当たり60万円を上限に補助しようとするものとなっております。2つ目ですが、上記以外の新婚世帯、年齢が夫婦ともに39歳以下につきましては、1世帯当たり30万円を上限に補助しようとするものでございます。

2番の対象経費でございますけれども、(1)といたしまして、新居の住宅費では、御覧のように①番の新居の購入費から③番の仲介手数料まで、2つ目の(2)番のところの新居への引っ越し費用では、引っ越し輸送業者に支払った引っ越し費用となっております。

3番の算定対象期間でございますが、婚姻届を受理された日の3月前の日から婚姻届を受理された日の1年後の日までとなります。

4番の予算でございますが、60万円となります。

特記事項の1番目でございます。町の未来づくりプランにおきましては、部門別振興計画の中の安心して子どもを産み育てられる環境づくりに位置づけられているところでございます。2番目といたしまして、県の補助事業の補助金の名称でございますが、地域少子化対策重点推進交付金という名称となっております。補助率が3分の2となっております。

事業費でございますが、60万円となっております。うち補助対象事業費につきましても同額となります。財源の内訳でございますが、県補助金が3分の2の相当額40万円となります。残り一般財源が3分の1の相当する20万円という内容となっております。

事業の説明につきましては、以上となります。それでは、ご審査方よろしくお願いをいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 説明が終わりました。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、質疑はありませんか。

3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 確認ですけれども、これはこれから結婚する方を対象でしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） この事業につきましても、新年度、令和4年度の事業となっておりますけれども、その内容といたしましては、先ほども説明の中でちょっと触れましたけれ

ども、婚姻の届出の関係等がありまして、1年後とか、あとは3月前までというふうなことでなっていますので、具体的な期間で申し上げますと本年の1月1日以降に結婚した方についても該当になるということで予定をしているところになります。

○委員長（林崎竟次郎君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 分かりました。そうすると、これは予算額が60万円になっています。この内容の区分のところを見ると、1世帯当たり60万円、これは29歳以下の。上記以外の新婚世帯に30万円と書いてありますけれども、何件かそういった対象の方が出た場合は、これは増額していくのでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、今委員からもお話があったように、年齢で若干上限が違ってございます。先ほど申し上げた29歳以下の60万円というのは、あくまでも上限ということになりますので、あとは予算の範囲内でその補助金を支給できるようであれば対応できると思いますし、仮に今回お認めいただいた予算が不足するようであれば、県のほうと協議、調整をしながら、その該当する方たちへの支援を継続していきたいなというふうに考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 5番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 内容は分かりましたが、この周知の方法と申請、この補助金を申請する申請方法等をお伺いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 加藤総括室長。

○経済観光交流課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

広報のタイミングについてなのですが、まず県の補助金の交付決定が下りた時点から、まずホームページ、また広報を使って周知していきたいと考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 申請の仕方についてお願いします。

加藤総括室長。

○経済観光交流課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

申請の仕方につきましても、併せて周知していきたいと考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 5番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 新婚で町外から来られた方も対象になるのかお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 加藤総括室長。

○経済観光交流課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

申請時に住所が岩泉町にあれば申請できるということになります。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 新婚生活の支援事業で、非常にいい事業だなと思って、そして概要説明の資料を見て、事業の目的を見て非常に私のがっかりしました。これから新婚世帯、新しい生活をするのに対しての前段の文句が何ですか。経済的な不安を抱える、これはないほうがいいのだ。むしろ未来のあるとか、これから希望のある新婚世帯に対して補助するというのなら分かるけれども、頭から経済的な不安を抱えるなんて、何だかこれからの新婚生活に水を差すような言葉だ。これは撤回すべきだよ、我々に対して。申請者はこれは見ないだろうけれども、議会に対してはこれは非常に私は悪い文章だと思うが、ひとつご判断をお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） お答えをいたします。

まず、本事業の目的、委員のご指摘はそのとおりに承らせていただきまして、まずその前段となります本事業の目的でございますが、国のほうで期待している効果というのがありまして、その中には大きく2つございます。1つが、経済的な負担がネックとなって結婚に踏み切れないでいらっしゃる方が多いというふうなことが1つありまして、ここの部分で今ご指摘をいただいた、ちょっと表現的に正しかったかというか、適正だったかという、ちょっとそこは考えるところがあるというのが正直なところになります。あと2つ目の目的ですが、こちらのほうがこれまで自治体のほうでこの結婚支援の関係等に各種取り組んでいるところだったのですけれども、その進まない中の1つに財源というのがありまして、それが国のほうでも一昨年ですか、少子化社会対策大綱というのが国のほうで決定されておりまして、地方公共団体が行う今ご説明したような事業についても国が全面的にバックアップしますというふうなことで話がされておりまして、今回本町としては初めての取組になるところですが、いずれ前回の議会の際にも結婚支援という事業については非常に重要なものであるというふうな話もされておりますし、じっとしているのではなくて、本気になって取り組むこと、あとは動いて取り組むことが大事だというご指摘もいただいて、まさにこれから新たな一歩を踏み出そうというふうな意味合いを込めた事業ということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 国からの方針も分かるけれども、やっぱり何となくこれでは新婚生活を送る人について、何だか希望の持てないような、頭から貧困世帯が一緒になった場合の補助のような、そういうイメージを受けるので、国は国、やっぱり現場の声として、やっぱり町としては思い切って希望のあるとか未来のある新婚生活を支援するような、そういう私は文章にしてもらいたかったなというふうに今思ったので質問させていただきました。

それから、この事業で、手続をして、そして今住んでいるところが気に合わなかったと。1年もたたないうちに、6か月か10か月のうちに引っ越すという場合は、改めてこの事業は該当するかどうかお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） まず、表現の関係につきましては、いずれ事業実施の段階ではそういった新婚生活を送る方、スタートを祝しながら、全面的にバックアップしながら事業は展開していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

あとは内容につきましては、県内で今14の市町村でこの事業が取り組まれておりまして、岩泉は先ほど申し上げた令和4年度が初ということになります。この事業実施に向けまして、今関係する実施している町村から情報収集をしているところでございますので、実際に始まるまでにはそういった細かい、どういったときに該当になって、どういったところに該当にならないかというの調査研究して適切に対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） よろしいですか。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。

ここで、新規事業等概要の説明を求めます。令和4年度補正予算新規事業等概要資料16ページを御覧ください。

馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、資料の16ページを御覧をいただきたいと思ひます。事業名でございますけれども、町内消費購買拡大事業補助金となります。事業実施主体につきましては、岩泉町となります。

事業の目的でございますが、消費が落ち込んでいる町内経済を回復するため、プレミアムつき商品券の発行を通じまして、町内商店街での消費購買活動を促進し、地域経済の活性化を図ろう

とするものでございます。

事業の内容でございますが、1番、事業内容ですが、町内事業所、これは取扱店ということでの登録が必要になりますけれども、この事業所、商店で使用できる龍ちゃんプレミアム商品券1万3,000円分を1万円で販売しようとするものでございます。(1)番のプレミアム率は、今申し上げた30%になります。セット内容でございますが、額面500円の券を26枚、1万3,000円という内容となります。(3)番ですが、販売枚数は1万セットになります。(4)番、購入の限度につきましては、1人10セットまでということで想定をしております。

2番の使用期間でございますが、本年の7月1日から12月31日までを予定をしております。

3番の事業費でございますが、補助金として3,280万円となっております、うちプレミアム率が3,000万円、あとは事務費の分として280万円となっております。

特記事項でございますが、本事業には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てる予定となっております。

事業費、あとは、うち補助対象事業費及び財源の国庫補助は、いずれも3,280万円となっております。

以上で事業の説明とさせていただきます。ご審査方よろしくお願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 説明が終わりました。

2目商工鉱業振興費、質疑はありませんか。

1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 本事業の成果は何ではかっていくのかというふうにお考えかお答えください。これが全部使われればオーケーなのか、それはでは3割上乘せした効果というのはどういうふうにはかることができるかできないかも含めて、尺度を取れる取れないはあると思うのですが、国から来たからやろうということでは、やっぱりきちんと効果を測定したほうがいいのではないかなと思っているのですが、どういったお考えかお答えください。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、お答えをいたします。

本事業、プレミアムつきの商品券の発行につきましては、本年度も実施をしたところでございます。過日の全員協議会のほうでもちょっとご紹介をさせていただきましたけれども、一つの効果を推しはかる方法といたしまして、事業者の皆さんを対象にしたアンケート調査というのがあ

ります。その中からちょっと引用させていただきますけれども、この商品券の発行事業につきましてはどのような評価をいただけますかということで問いをしております。その結果、大変効果があったというのが18%、ある程度あったが31%、ここでほぼ半分となっております。あとは、そのほかにはあまりなかった、あとは効果なしというのがありますけれども、分析してみると、実際に商品券を扱っていない方とか、そういった方の答えが多かったようですので、いずれ商品券を取り扱うお店の方にとってはそれなりの効果があったものというふうに認識をしておりますし、同様に事業をやるときに何回かアンケート調査というのもやるというふうに伺っておりますので、そういった常に現場の最新の情報を得ながら事業のほうは実施していきたいと思っております。

あとは、そもそものこの事業の目的が町内の経済活性化と、町内の事業者さんの支援というふうなこともありますので、間違いなく町外では使えませんので、そういった面からいうと効果はあるものというふうに認識をしております。

以上になります。

○委員長（林崎竟次郎君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 今回も定性的なというか、文章での回答はいただくけれども、数字での収集は効果をはかるのが難しいのか、はからないのかということで理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） お答えをいたします。

非常に各お店のほうから具体的な金額というのはなかなか難しい部分もありますけれども、あとは商工会のほうの協力をいただきながら、その事業の効果というものが各事業者さんにとってどういったものか、足を使いながら、あとはアンケートも取りながら検証していきたいというふうに考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 相手が個人事業主なので難しい部分はあるかなとは思いますが、年末年始にやっていただいた送料の分とかでいうと、700万円の送料に対して2,800万円程度の売上げ、当時見込みでしたけれども、あるというような、数字で可能であれば捉えられるとやったかいがあったかどうかということが分かりやすいのかなというふうに思うので、難しい部分はあると思いますが、ご検討いただきたいと思います。答弁は結構です。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 関連になります。これが前回のアンケート結果のお話をいただいたときに、プレミアムとかマシマシ券で、もうちょっと町民も、それから事業主の方も喜んでいただけるのかなと思ってのアンケートを見たら、50%になるかならないかということなので、この結果を少し分析をしていただければ、というのは、半分の人しかオーバーに言えば恩恵になっていないかもしれないです。よかったという人が半分しかいないので。せっかく2割のプレミアムがついたりマシマシ券がついても。ですので、今回も1万セットをやっても、町民の方々の同じアンケートのように半分ということになると、少し行き届かないところがあるのかなと思ったりも感じますが、その点課長いかがでしょう。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） この間商工会が取りましたアンケートの結果、ご説明をしたのですが、それにつきまして町内の全事業者の方を対象にしたアンケートとなっております。先ほど申し上げた例えば商品券については、登録をしているところにはそれなりの動きといますか、あったけれども、取扱いをしていないところは特に変わりがなかったというふうな意味合いで多分半分ぐらいというふうに、数字的に見ればちょっと低くなっているのかなというのが正直感じております。あとは、アンケートの取り方を、今言った効果が本当は全事業者さんに及ぶものであれば一番それが理想ではあるのですが、どうしても食事券なり、また商品券については取扱店とかというふうに対象が限られてしまうというのがあります。ただし、町民の方の目線からしますと、今度は今の貴重なプレミアムがついた商品券でございますので、それなりに効果が出ているものと思いますが、事業者側と消費者側のどのような手法が取れるのか、ちょっと検討して対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 1ついい方法がどうか分かりませんが、このことを商工会さんなりと連携してつなげることによって、商工会さんの加入者の増というか、その部分にも関係が取れるのではないかなというふうなことでこの3割が生きてくればいいなと思ったりしています。これは希望だけです。

それからもう一つは、八千何がしの人口がいたときに1万セットということは、1人10セットまで買うと、オーバーに言えば1,000セット、住民に対して8分の1のセットしかないわけですが、

ここについての見通しというのはいかなるものでしょう。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） この商品券の発行事業については、今の令和3年度も行いましたし、令和2年度も行っておりまして、それぞれ実績を踏まえてやっております。例えば令和3年度、今年度は1回の発行だったのですが、1万セットにしておりますし、令和2年度については5,000セットを2回に分けて発行しているというふうなこともあって、これまでの実績に基づいたセット数の設定ということになっております。あとは、率がちょっと上がったことによって多くのお客様が買い求めたくなるような気がするのですが、そういった町民の皆さんが買いやすいような環境づくりというのも予算が通りましたら商工会のほうと協議をいたしまして、広く町民の方に商品券を買っていただけるような環境づくりにも努めていきたいというふうを考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 10%、20%でもまず完売ですと。30%になったときに争奪戦と言えは適当かどうか分かりませんが、そのことによって列をなしたり、割り込まれたとか、それから小本なのに岩泉の人が来て買ったとかというルール違反とは言いませんが、何かそういうところに変な話題にならないような形で、今課長が言ったようなことで工夫をしていただければと思っておりますので、これ以上は何とも言えませんが、そういうふうに7月1日販売といったときには、上手に、販売のときにあまり住民との過大な競争にならないようにというふうなことも念頭に置いて検討していただければと思います。

もう一つは、7月1日ですが、せっかく4月の予算をいただきながら、3か月待たなければならぬかなというのはどうでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 馬場課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 今回の補正予算の編成に当たりましては、新年度経済対策が必要だというふうな前提で商工会ともこれまで協議を重ねてまいりました。発行、これまでの例えば商工会との書類的なやり取りから始まって、券の印刷等、作成期間、あとは納品期間と、あとは準備の期間等踏まえると、7月1日というのができる時期といえますか、そこがベストかどうか、無理のない時期だったのかなと思っております。ちょっと町民の皆様をお待たせする結果にはなりますけれども、そのお待たせする時間をいただく分、先ほどご指摘がありました混乱し

ないような対応を十分に検討しながら事業のほうは実施してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 席替えをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） ここで、新規事業等概要の説明を求めます。令和4年度補正予算新規事業等概要資料17ページを御覧ください。

三上地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） それでは、概要説明資料に基づきまして説明いたします。17ページとなります。予算につきましては、15ページの7款5項2目18節となるものでございます。事業名といたしましては、住宅リフォーム事業補助金、拡充版となります。

事業の目的としてですけれども、平成23年度から「住環境の向上と地域経済の活性化」を目的に進めてきた事業を「住環境の向上と、空き家や既存住宅の活用による移住者や子育て世帯・若者世帯等の定住の促進」を目的とした制度に見直し実施したいものでございます。

事業の内容です。戸建て住宅・空き家及び店舗併用住宅の20万円以上のリフォーム工事に係る経費について、次のとおり補助を行うものでございます。区分、現行、拡充後の内訳で説明いたします。まず、補助対象者ですけれども、これまで町民のみとしていた部分に、町民のほか移住希望者を対象とするものでございます。補助率につきましては、これまでは町内業者を対象に10分の1の補助ということで行っておりましたが、拡充後は町内の施工業者利用の場合は5分の1、町外の利用の場合は10分の1の補助率とするものでございます。続いて、新たに加算金制度を設けるものでございます。1項目当たり10万円、そして2項目までの20万円を上限に加算金を補助したいものでございまして、その該当する世帯としましては、移住世帯、子育て世帯、新婚世帯、若者世帯、空き家バンク利用者、この5世帯を見込んでいるものでございます。

2のその他の制度内容についてですけれども、補助の上限としましては、これまで30万円の基本は同じですけれども、先ほどの加算金の20万円を設けるということとなりますので、上限を50万円に改めるものでございます。また、(2)の10年経過後の制度再利用可としております。現行で

は、同一物件は1回限りとしていたものを、10年経過すれば改めてこの対象になるという形に改めさせていただくものです。予算額としては、400万円。

特記事項。部門別振興計画としては、魅力ある移住・定住環境の整備に該当させ、一般財源400万円を財源とし、事業を進めていきたいものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 説明が終わりました。

5項住宅費、2目住宅対策費、質疑はございませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） では、お伺いいたします。ここで、住環境の向上と地域経済ということです。住環境の向上となれば、例えばエアコンをつけたいとか、それからシステムバスにしたいとかというふうな、そういう端的な項目についても住環境の向上ということに、工事として認めてもらえるのかどうかお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 金澤主査。

○住宅対策室主査（金澤清香君） お答えいたします。

今回の住環境の向上の部分ですけれども、該当する工事については4項目を考えております。まず、住宅性能を高める工事、居住性の向上または生活支援を目的とした工事、住宅の衛生環境を向上させる工事、環境負荷低減に資する工事、この4項目に該当する工事を想定しております。ただし、エアコンといったような備品扱い、取り外しが可能なような、そのものだけの交換については対象外としております。例えば配管工事なんかも併せて工事を行う場合は、システムバスのような交換もリフォームの対象としております。詳しい内容については、すみません、あとは個別の対応になりますが、まず取り外しのできるようなものに関しては対象外と考えております。

以上です。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 取り外しができるといっても、エアコンは冷蔵庫とかテレビのようなわけにはいかないのです、ここはぜひ検討しておいていただきたいと思います。先ほどお話ししたように、住環境の整備とか、それから環境改善、結局エアコンのようなものにはコロナ対策のための空気清浄等も入っているわけですね。そういうふうなことも含めると、単独費の中での住民の

生活向上には必要なことではないかなと思いますので、これは検討をお願いします。

もう一つは、移住世帯というふうなことになりますので、移住とか若者世帯で、世帯というのは単身世帯も含まれるのかどうかをお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 先ほど5項目の該当世帯を申しあげましたけれども、単身として考えているのが若者世帯ということで、39歳以下の方を今回若者世帯の定義づけしておりますけれども、こちらの場合のみ単身で、ほかのケースにつきましては当然配偶者等おる方というふうなことで考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そうすれば、岩泉町に4月1日で単身で入ってこられたと、そして若者だというふうな人は2項目に該当するというふうに受け止めていいのかというのが1つ、そのときに、たまたまその方は家を持っていないというふうなことなので、借家人対応でもその人が希望する場合は該当するのかどうかをお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） まず、加算金は2項目までということにしておりましてけれども、まず後段のほうの部分の借家、こちらのほうまだ移住していなくても、家主さんと契約等して、これから5年間住みますよという宣誓書的な様式も設けますので、そちらに申請してもらえれば該当ということになりますし、あと2項目については、先ほど単身の方が転入したケースということになりますと、あくまでも若者世帯のみの該当になりますので、1項目。ただし、結婚している方が転入してくれば、そして39歳以下であれば、移住世帯、そして若者世帯に該当しますので、2項目が該当になるというふうな考え方です。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 今の説明でよく分かりましたが、受け取る側からすると、移住世帯で単身世帯が可能だと、それから若者世帯だということになると、当事者にすると2つの項目が該当するのではないかなという誤解も生じるかと思いますが、このところは丁寧な説明が必要ではないかなと思っています。

それからもう一つは、こういう補助は上限9割とかというのではなく、かかった経費、20万円以上超えた場合については、全額が補助の対象となれば全額交付ですよという考え方でいいのか

どうかお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 対象工事費に該当する部分は10分の1なり5分の1の対象経費となりますので、先ほど来エアコンの一つの例がありましたけれども、場合によっては消耗品的なものもそのとおりですけれども、門扉であったり駐車場も替えたいとか、そういうふうな部分は対象から今回も外しておりますので、あくまでも対象となる部分に対して町内、町外業者によつての補助率は上限を設けますけれども、対象となるということであります。

○委員長（林崎竟次郎君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 住宅リフォーム事業ですが、本事業と先ほど経済観光交流課からご説明いただきました結婚新生活支援事業補助金との併用は可能かどうかお答えください。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） この住宅リフォームについては、あくまで新婚世帯であっても、その住む家を直したい場合、直そうとする場合、その工事をやったことによつての補助対象と。また、先ほどの経済観光交流課さんの新婚世帯さんのほうで、あくまでもあれは引越しする経費であったり、新たに初期投資する経費と理解しますので、これは一緒のものにはならないのかなというふうに考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） ご結婚なさる方が中古の住宅を購入して、さらにリフォームをするといったようなときには、併用という言い方がちょっとあれかもしれないのですけれども、1軒の家に対してこの補助事業を2つ使うということは可能という理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 新たに住む場所の住宅改修が必要だという場合、うちのほうは対象になりますので、そのまた別な事業で対象項目に当たるかどうか、その内容次第では両方が可能かとは思いますが。

○委員長（林崎竟次郎君） よろしいですか。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 席替えをお願いします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君）　ここで、新規事業等概要の説明を求めます。令和4年度補正予算新規事業等概要資料18ページを御覧ください。

佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君）　それでは、新規事業について説明いたします。

事業名は、岩泉小学校屋内運動場照明設備の改修事業でございます。

事業の目的ですが、要約して説明いたしますと、現在岩泉小学校の屋内運動場の体育館のハロゲンランプをLED化に改修することによりまして、高耐久、高寿命による費用の抑制、電気代の節約を図り、そして教育環境の整備、充実を図っていくものでございます。

事業の内容ですが、岩泉町立岩泉小学校屋内運動場の照明をLED化改修するものでございます。LED照明器具設置25組、既存照明器具及び昇降装置の撤去25組を予定しております。

事業費につきましては、設計監理委託99万円、設置工事費878万3,000円を予定しております。

スケジュールにつきましては、令和4年5月から8月にかけて設計、そして監理、工事につきましては7月から8月を予定しているところでございます。

特記事項といたしまして、未来づくりプランにおきましては、地域一体による子どもたちの教育の向上。財源は、過疎対策事業債を予定しております。

事業費977万3,000円のうち、地方債970万円、一般財源は7万3,000円を予定しております。

以上、説明を終わります。

○委員長（林崎竟次郎君）　説明が終わりました。

2項小学校費、1目学校管理費、質疑はありませんか。

3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君）　この岩泉小学校の屋内運動場のLED化、ほかの学校はどうなっていますでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君）　佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君）　お答えいたします。

既にLED化になっている学校ですけれども、岩泉中学校、それから小本小学校、中学校となっております。今回岩泉小学校を改修いたしまして、残りは釜津田小学校、安家小学校、有芸小学校となります。また、小川中学校と小川小学校につきましても、まだLED化になってはいな

いのですが、大規模改修の予定もございますので、その際にLED化する予定で考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） それでは、確認ですけれども、順次やっていくということによろしいですよ。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） 未来づくりプランに計上いたしまして、順次実施していくというこ
とで考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 照度についてお伺いします。一般の照明器具からLEDになって照度が上がるのかどうか。分かれば、今何ルクスなのか、倍の何ルクスになるのかといえば最高なのですが、難しそうですね。なかなか難しそうなので、後で調べてください。そして、やっぱり照明器具を替えるといったときには、今の照度が何ぼだから、替えることによって何度、何ルクスになるということぐらいはやっぱりぜひ調べておいて、学校側には教えておいていただければと思います。

もう一つは、昇降装置、これの撤去とありますが、LEDになったからこの昇降装置は要らなくなるということではないような気がしますが、その説明をお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） 照度の件は大変失礼いたしました。ご指摘のとおり対応してまいります。

まず、昇降機の関係なのですけれども、現在の器具が昇降機もセットになったような一体型になっておりますので、撤去せざるを得ないということでございます。

そこで、電球が切れた場合にどうなるかということなのですけれども、まず灯具の寿命がハロゲンランプですと大体6,000時間が寿命となっております、LED照明はその10倍の6万時間とされております。年間使用量、年間使用時間から計算いたしますと、ハロゲンランプは交換周期がおおよそ5年ぐらいなのですが、LED照明はその10倍ですので、大体46年程度の交換周期の寿命というふうに考えておりますので、それを考えますと昇降機は特に必要ないかなというふうに考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 電気代の節約というふうに書いてあるのですけれども、具体的に幾らが幾らになるという試算かお答えください。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

現在のハロゲンランプですと、年間で1,300時間程度使っているわけなのですが、その金額で計算いたしますと、年間の電気代が約45万円ほどで、かかっているということでございます。そして、LED照明になりますと、電力も省電力になりますので、大体13万円程度になる計算でございまして、年間32万円ほど電気料金が節約になるというふうに試算しております。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） その関連で、今なかなか電力さんが3分の1になりますよということでは売り込んでくれるのですが、実際にやってみたとき、大通り商店街なんかもそうなのですが、なかなか半額になるというふうなことにもならなくて、実際に学校を切り替えた場合に、現実そういうふうになっているかどうか。そうなってれば安心なのですが、いかがですか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） なかなかその計算まで至っていないという実態もございしますが、電力が今のハロゲンランプが400ワットの電気、電力量なのですが、LED照明が116ワットということで、ここでワット数も減るということで、それが電気料に反映されるということでの試算というふうにご理解いただきたいと思います。

○委員長（林崎竟次郎君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 細かいことについて質問します。教育委員会に対して質問するのはどうかと思ったのですが、概要資料の説明の欄の事業の目的で、ちょっと気になったものだから、目的の下から2番目の教職員の生産性と児童生徒の教育効果の向上と。児童生徒の効果は期待はいいことだろうが、教職員の生産性というのは、この場合は何を指して言っているのかお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） この表現、確かなかなか、私もこの表現が適切だったかということとをちょっと反省しておりますけれども、ここは環境が整うことによって教育のほうで、環境整備によって教育の充実が図られていくというふうなご理解をいただければというふうに思ってお

ります。

○委員長（林崎竟次郎君） 5番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 岩小ではなく、上の小本小学校の屋内運動場床改修工事、この内容についてお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

小本小学校、建築が28年の1月に完成ということでございますけれども、実は今年の年末年始にかけて、体育館の屋内消火栓のバルブの破損が起きまして、体育館が水浸しの状態になったということがございました。その結果、どのぐらいの日数、水漏れだったのかということも正確に把握できないところもあるのですが、この水の影響によりまして、床が波打ったような状態になっております。設計業者とも相談いたしまして、現在は春まで、床の下にも水がたまっていた状態もありましたので、春まで自然乾燥させて状況を見るというふうなことで考えておりましたが、やはり大量の水を吸ったということで不陸が生じている状況でございます。ですので、この表面を一旦研磨いたしまして、ならして、そして床材を均一に研磨して、その後ウレタン塗装を複数回実施し、さらに競技用のライン等も設置して、元の状態に戻したいという、そのための予算でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 5番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 予算の内容は分かりましたが、このバルブの破損の要因は把握されているのでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） 屋内消火栓の本当の最後、消火栓の出口といいますか、水が出る部分のバルブに水がたまっていて、それが凍結で破損、破裂したというふうなことでございます。これは、水抜き等も実施はしているのですが、配管も長いために、その配管内の結露等の水がそこにたまって破損したのではないかというふうに推測しております。ここにつきましては、その後同じようなことが起きないように凍結防止ヒーター等を巻いて対応している状況でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 5番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） となると、小本中のほうも同じような工事をされていることは考えられ

ないですか。そして、これ工事業者に要因があるという、そういうことは考えられないのですね、まずそこを確認。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） 工事上の、工事がまずかったということではなく、そのように認識しております。

また、ご質問のありました小本中学校のほうの屋内消火栓につきましても、凍結のヒーターを設置いたしまして、このようなことが生じないような対応を取っているということでございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 関連しますが、平成28年に建設してとえば、5年か6年でこの状態になって施工責任が生じないというのは、結論はそれでもいいかと思うのですが、1回はその問題についての議論があってもいいかなという感じがするのですが、その点についてはいかがでしょう。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

現場のほうを、この事故が起きた後に設計業者、この学校を担当した設計業者とも現場の確認を一緒にいたしました。その中で、やはり施工不良ということではないなというふうに確認はしたところですが、再度また設計業者と、またこの床の改修につきましても同じ設計業者さんに相談しているところでございますので、その点につきましては十分に確認はしてまいりたいと思っております。

○委員長（林崎竟次郎君） よろしいですか。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。

3項中学校費、2目教育振興費。

2番、佐藤委員。

○委員（佐藤安美君） 釜津田中学校統合について一般質問もさせていただきまして、その答弁が、前向きな答弁をいただいたと思っております。そして、先日3月20日に閉校式典をいたしまして、いよいよ釜津田中学校へ長時間のスクールバス運行となります。その一般質問の中で答弁が、私その長時間スクールバスの中でスクールバスにスクリーン等々を設置していただきたいという質問をしまして、前向きな答弁をいただきました。それによって今回この補正予算が計上されるも

のと思っておりましたけれども、今回はそういう予算はございませんので、今後どのように対応していくのかをお伺いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

予算につきましては、一般質問の答弁の時期と今回の予算の時期の関係で間に合わなかった部分もございますけれども、検討は進めているところでございます。まず、先日岩泉中学校の校長先生ともちょっとお話しましたのですけれども、4月になりましたら釜津田の保護者の方ですか、あと学校と教育委員会も含めて意見交換をまずしてみたいなと思っておりました。一般質問でも答弁いたしましたとおり、モニター設置等も今情報収集、見積書等も集めている状況ですが、その方向でよろしいかというふうなこともまず保護者のご意見も伺ったり、学校とも相談しながらということで、4月になったら進めていきたいと思っております。それで方向性が固まりましたら補正予算等のお願いをしてみたいというふうに考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 2番、佐藤委員。

○委員（佐藤安美君） ありがとうございます。ひとつよろしくお伺いいたします。

以上でございます。

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 進みます。4項社会教育費、1目社会教育総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） ここで、新規事業等概要の説明を求めます。令和4年度補正予算新規事業等概要資料19ページを御覧ください。

佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） 新規事業概要の19ページでございます。事業名、レクリエーション広場整備事業でございます。事業実施主体は、岩泉町でございます。

事業の目的といたしましては、町の中心部に子供たちが安心して遊べる空間が少ないということから、現在あります岩泉町レクリエーション広場、B&G海洋センターの東側の広場となりまして、ここを芝生化することによりまして、安全、安心な環境を整備して、町民の健康増

進、さらには子育て環境の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

事業の内容でございます。整備概要、町民が憩える空間を確保するため、レクリエーション広場を芝生化するということで考えております。整備の内容ですが、緑地といたしまして、張り芝、面積2,009平米の見込みでございます。事業費は584万5,000円、スケジュールは令和4年4月から11月頃までの予定で考えております。

特記事項といたしまして、未来づくりプランの位置づけは、安心して子どもを産み育てられる環境づくり。そして、財源は過疎対策事業債を予定しております。

事業費584万5,000円のうち、地方債580万円、一般財源は4万5,000円を予定しているというところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（林崎竟次郎君） 説明が終わりました。

5項保健体育費、2目体育施設費、質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 子供の遊び場をということで整備をしていただけるということで喜んでいただいておりますが、この2,000平米を緑地にするという事は、あの空地が全部であるかというふうに判断いたしますが、それでよかったらそれでよしとして、ただその管理的なものはどうでしょう。今のB&Gの方々の作業の延長でいいのかどうか、そこについてお願いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

まず、この2,009平米ですが、予算上は空地のところ全体を芝生化することで予算確保させていただいたところでありますが、実際にはやはり子供を連れて遊びに来ることになりますと、車を止める場所も必要かなというふうに考えておりますので、まず現場のまだ測量等も行っておりませんので、あと起伏等も若干川側のほう高いところもありますので、現場のまず測量等も行いながら、また駐車場の検討もしながらという形になると思いますので、2,009平米は最大でということで、実際はもうちょっと少なくなるかなというふうには考えております。

また、管理につきましては、現在このレクリエーション広場も指定管理の場所に入っておりますので、その中でやっていきたいなというふうには考えております。ただ、令和4年度につきましては、工事してから養生といいますか、根がつくまでちょっと時間を半年ぐらい要するのかな

というふうを考えておりますので、実際には令和4年度にも管理が出てまいります、本格的には令和5年度からの管理等をお願いしていくような形になるかなというふうを考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ありがとうございます。それで、芝の面積も管理も工事の状況も分かりました。遊具は、特に私はかえって必要ではないかなと思っていましたが、ただ若干の隅のほうでもいいのですが、坂道というか、冬場に雪が降ったときに子供たちがそりで遊べるぐらいのスペースがあってもいいのではないかなと思ったりもするのですが、その点はいかがなものでしょうか。

○委員長（林崎竟次郎君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

まず、今回のレクリエーション広場につきましては、まず芝生にして、本当に安全に遊べるような環境をつくって、そこで利用していただくというのをまず考えたところであります。遊具等につきましては、やはりここが子供たちが集って実際に遊んでいただくことになると、例えばあずまやですとかブランコですとか、そういう要望も出てくるのかなというふうには考えております。今回は芝生化だけありますけれども、やはりそのような要望にも耳を傾けながら、順次要望等を踏まえて整備していくというふうなことで考えております。

○委員長（林崎竟次郎君） よろしいですか。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これで歳出の審査を終わります。

歳入に入ります。9ページをお開きください。10款地方交付税、1項地方交付税、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 14款国庫支出金、2項国庫補助金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 15款県支出金、2項県補助金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 18款繰入金、2項基金繰入金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 20款諸収入、4項雑入、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 21款町債、1項町債、質疑はありませんか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） レクリエーション広場が整備されることがやや決まりつつあるのですが、あそこは例年雪の捨て場所になっていたわけだね。そうなれば、これから雪の捨場の確保、これはどのようなことを考えているのか代替地についてのお考えをお伺いします。

○委員長（林崎竟次郎君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 今ご指摘のとおり、あそこは今雪の捨て場所になっております。今回芝生化しますので、そこに雪を捨てるというわけにはいかないのかなと思っておりますので、別なところで、できるだけ近い場所を見つけて、そこに一時的でも持っていくということが今考えられることかなというふうに思っております。現時点でどこという部分までございません。

○委員長（林崎竟次郎君） よろしいですか。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これで歳入を終わります。

次に、第2表、債務負担行為補正に入ります。5ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これで第2表、債務負担行為補正を終わります。

次に、第3表、地方債補正に入ります。6ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 質疑なしと認めます。

これで第3表、地方債補正を終わります。

これで議案第2号の質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（林崎竟次郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は終了しました。

委員長報告の作成については、私に一任願います。

◎閉会の宣告

○委員長（林崎竟次郎君） 以上で条例補正予算審査特別委員会を閉会します。

（午後 3時45分）

岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和4年第2回岩泉町議会臨時会
条例補正予算審査特別委員会委員長

林 崎 竟 次 郎
